令和２年度

山梨県の賃金概況

写真提供：やまなし観光推進機構

山　梨　労　働　局

CONTENTS

Ⅰ　統計活用に当たっての留意事項 ---------- 1

統計利用上の注意点 ----------1
主な用語の定義 ----------2
各調査の概要 ----------4

Ⅱ　山梨県の賃金状況 ---------- 5

概況 ---------- 5
給与等の年別変化 ---------- 7
男女別賃金の推移 ---------- 9
年齢階級別所定内給与 ----------11
産業別、年齢別、規模別所定内賃金 ----------12
産業別平均賃金 ----------17
規模別平均賃金 ----------18
職種別きまって支給する現金給与、所定内給与等 -----19
新規学卒者の初任給額 ----------20
山梨県の産業別パート労働者の比率 ----------22
山梨県の短時間労働者の賃金 ----------23
世帯人員別標準生計費 ----------27

Ⅲ　山梨県における最低賃金の概況 ---------- 29

最低賃金制度の概要 ----------29
山梨県内に適用されている最低賃金 ----------31
特定最低賃金の適用業種 ----------32
特定最低賃金が適用される主な産業
（日本標準産業分類より） ----------33

Ⅳ　最低賃金制度の沿革 ---------- 37

山梨県の最低賃金の歴史 ----------37
特定最低賃金の新設・廃止等 ----------38
山梨県の特定最低賃金改正の推移 ----------39
令和元年度地域別最低賃金改正状況 ----------40
山梨県最低賃金と一般賃金水準との比較 ----------41

Ⅰ　統計活用に当たっての留意事項

統計利用上の注意点

①　統計の限界を超えた利用をしない

統計数値がもつ意味を十分に理解し、その統計が説明し得る以上のものまで求めないことが大切です。たとえば、企業の平均賃金をそのまま比較して賃金水準の高低を論ずることは、実態を見間違うおそれがあります。（平均賃金は、１人当たりの労務費を表しているに過ぎず、各企業の年齢、性等の労働者構成により平均賃金は大きく変動します。）また、平均値は、ちょうど真ん中に位置する労働者の数値を表すものではありません。（平均賃金より下位に属する労働者が、上位に属する労働者よりも多いのが通常です。）

②　統計には誤差があることを忘れない

統計数値のほとんどに誤差があります。したがって、統計を利用するには誤差の存在を忘れずに必要以上の精度を求めず、数値にある程度の幅をつけて見ることが必要です。（誤差は標本調査の標本誤差、郵便調査の回答漏れなど調査対象の一部しか調査していないことから生じるもの、調査の実施段階での記入ミス、記入漏れ等により生ずるものがあり、この両者が重なり合って誤差を生じさせています。）

③　統計用語を理解する

同じ用語であっても統計が異なるとその内容も違った意味であることがありますので、用語の定義を理解することが大切です。

④　調査範囲に注意する

調査範囲は全国か特定地域か、対象産業は全産業か特定産業に限定したものか、調査事業所や調査企業の最低規模は何人かなどについて注意が必要です。（たとえば、賃金の水準は地域や企業規模によって大きく数値が異なります。したがって、調査対象を念頭において統計数値を見る必要があります。）

⑤　地方統計の見方

本書においては、山梨県の賃金を中心に掲載していますが、地方別の統計についてはサンプル数が少ないため、調査対象抽出替えの際の統計数値の変動が大きくなるおそれがあります。（例えば、賃金水準が極端に高低差がある企業間で抽出替えがなされた場合、その結果、得られる統計数値の変動は大きくなる。）したがって、時系列的に統計を見る場合、１年～２年の短期間の変化のみで見ると、実態とは違う判断をするおそれがあるので注意が必要です。

主な用語の定義

「賃金構造基本統計調査」における主な用語

常用労働者
　次のうちいずれかに該当する労働者をいう。
　①　期間を定めずに雇われている労働者。
　②　１か月以上の期間を定めて雇われている労働者。

臨時労働者
　日々又は１か月未満の期間を定めて雇われている労働者をいう。

一般労働者
　常用労働者のうち、短時間労働者以外の者をいう。

短時間労働者
　常用労働者のうち、同一事業所の一般の労働者より１日の所定労働時間が短い又は１日の所定労働時間が同じでも１週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

所定内実労働時間数
　総実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いた時間数をいう。したがって、事業所の就業規則などで定められた所定労働日における始業時刻から終業時刻までの時間において、実際に労働した時間数の合計をいう。

超過実労働時間数
　事業所の就業規則などで定められた所定労働日における始業時刻から終業時刻までの時間以外に実際に労働した時間数及び所定休日において実際に労働した時間数をいう。

きまって支給する現金給与額
　労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により６月分として支給された現金給与額で、所得税等を控除する前の額をいう。

所定内給与額
　月間きまって支給する現金給与額から超過労働給与額（時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日出勤手当、宿日直手当等）を差し引いた額をいう。

１時間当たり所定内給与額
　労働者ごとに月間所定内給与額を月間所定内実労働時間数で除したもの。円未満の端数は四捨五入している。

年間賞与その他特別給与額
　調査対象年の前年１年間（原則として１月から 12 月までの１年間）における賞与、期末手当等特別給与額をいう。

初任給額
　調査年に採用し、６月 30 日現在で実際に雇用している新規学卒者（各年３月に学校教育法に基づく高校、高専・短大又は大学を卒業した者及び大学院修士課程を修了した者）の

所定内給与額から通勤手当を除いたものであり、かつ、その年度の初任給額として確定したもの。

「毎月勤労統計調査」における主な用語

パートタイム労働者

常用労働者のうち１日の所定労働時間が一般の労働者より短い者及び１日の所定労働時間が一般の労働者と同じで１週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者をいう。

きまって支給する給与　（定期給与）

労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によって、あらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであって、超過労働給与を含む。

所定内給与

きまって支給する給与のうち所定外給与以外のものをいう。ここで所定外給与（超過労働給与）とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等をいう。

特別に支払われた給与

夏季・年末賞与、労働協約の改訂等に伴う定期昇給やベースアップ等の差額追給、３か月を超える期間で算定される給与、あらかじめ労働契約や規則等に定められていない一時的又は突発的理由に基づいて労働者に現実に支払われた給与、あらかじめ労働契約や規則等に定められていてもその支給が稀な給与及び支給事由の発生が不確定な給与等のことである。

現金給与総額

「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額である。

参 考

所定内・所定外賃金区分図

（山梨県労政雇用課作成の統計で用いているもの）

所定内賃金

○ 基 本
- 本給・本棒
- 基本賃金・職能給
- 年齢給・勤続給
- 学歴給・経験給

○役付手当

○生活補助手当
- 家族手当・住宅手当
- 通勤手当・物価手当
- 食事手当

○奨励手当
- 精皆勤手当
- 能率給

所定外賃金

○超過勤務手当　○休日出勤手当　○宿日直手当

各調査の概要

①　毎月勤労統計調査

全国調査：厚生労働省政策統括官
(https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html)
地方調査：山梨県県民生活部統計調査課
(055-223-1343　　https://www.pref.yamanashi.jp/toukei_2/)

○　事業所規模５人以上を対象とした標本調査で、毎月実施。また、事業所規模５人未満を対象とし特別調査を毎年９月（７月分等）に実施。

○　賃金、労働時間数、雇用の動き等を調査しており、
・産業別にみた賃金の動き　　・産業間賃金格差　　・男女間賃金格差
・労働時間指数　　・常用雇用指数　　等を把握することができる。

○　調査対象
山梨県　約 550 事業所（常用労働者５人以上）
全　国　約 33,000 事業所（常用労働者５人以上）

なお標本調査であることから対象事業所の入れ替えを行っている。事業所規模 30 人以上の事業所は、経済センサス基礎調査によって把握できる最新の事業所全数名簿を母集団とし、毎年１月分調査時に対象事業所の一部を入れ替えて調査を実施。５～29 人規模の事業所については、指定調査区全体を３グループに分け、各グループを半年ずつずらして 18 か月交替のローテーションを組んで実施している。

平成 16 年からの全国調査の公表値は、行うべき復元を行っていなかったが、今回掲載した数値は、復元して再集計した再集計値である。このため以前の結果とは接続しない。

②　賃金構造基本統計調査

全国調査：厚生労働省政策統括官
(https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou_a.html)
地方調査：山梨労働局賃金室

○　労働者の賃金の実態を、産業、地域、企業規模、労働者の性、学歴、年齢、勤務年数等の別に明らかにする目的で毎年１回６月分賃金について調査を実施している。

○　調査対象は県内約 1,133 事業所、約３万４千人、全国で 78,482 事業所を対象としている。

③　新卒者初任給調査

甲府商工会議所(055-233-2241)

○　調査年の４月～５月に山梨県内約 1,000 事業所を対象に調査を行っている。回収数は 27 年 298、28 年 340、29 年 385、30 年 445、令和元年 381 事業所である。

④　労働事情実態調査

山梨県中小企業団体中央会(055-237-3215)

○　調査年の７月１日の状況を、山梨県内の従業員 300 人以下の約 600 事業所を対象に調査を行っている。回収数は 27 年 249、28 年 235、29 年 215、30 年 217、令和元年 205 事業所である。

統計データを探すには…

政府統計の総合窓口 *e-stat*(https://www.e-stat.go.jp/) が便利です。

II　山　梨　県　の　賃　金　状　況

概　　況

1　山梨県の賃金水準

県内の賃金の水準をみると、毎月勤労統計調査(令和元年地方調査結果、規模 30 人以上)では、１か月当たり 330,353 円(第２表)となっており、全国平均の 371,507 円(第４表)と比べ 41,154 円低く、全国平均の 88.9%となっている。

また、男女別の所定内賃金は、賃金構造基本統計調査(令和元年調査、以下同じ)では、所定内賃金が男性 311,900 円、女性 226,400 円(第６表)となっており、全国(男性 338,000 円、女性 251,000 円、第７表)と比べ男性が 26,100 円、女性が 24,600 円低くなっている。

県内における、女性の賃金は男性の賃金の 72.6%となっており、男女間の格差は、長期的には縮小している。　(P7～10)

2　山梨県内の賃金の年次別推移

①　男女別賃金の推移

県内の令和元年男女別所定内賃金は、前記１のとおりであり、平成 30 年と比較すると男性は 0.2%減少、女性は 2.2%　増加した。また、平成 22 年と比較すると(第６表)、男性は 2.2%、女性も 7.9%増加した。

全国(第７表)では、平成 30 年と比較すると、男性は 0.1%増加し、女性も 1.4%増加している。　(P9～10)

②　年齢階級別賃金の推移

県内の令和元年年齢階級別所定内賃金は、男性は 50～54 歳の 384,300 円(第９表、平成 30 年も 50～54 歳)、女性は 45～49 歳の 241,300 円(第９表、平成 30 年は 50～54 歳)が最も高くなっている。　(P11)

③　産業別賃金の状況

県内の令和元年所定内賃金を主な産業別（企業規模計・年齢計）でみると、男性は金融業・保険業の 415,700 円、女性は教育・学習支援業の 279,200 円(第 10 表)が最も高くなっている。　(P12～17)

④　企業規模別賃金の推移

県内の令和元年６月の所定内給与額を企業規模別にみると、規模 1,000 人以上では、325,900 円、規模 100～999 人では 266,100 円、規模 10～99 人では 263,400 円となっている(第 14 表)。

また、規模 1,000 人以上を 100 とする指数に換算すると、規模 100～999 人が 81.7、規模 10～99 人が 80.8 となる(第 14 表で換算)。　(P18)

3　新規学卒者の初任給の推移

県内の新規学卒者(平成 31 年３月に卒業した者)の初任給を令和元年賃金構造基本統計調査(第 18 表)でみると、男性の高卒 170,200 円(全国 168,900 円)、大卒 204,200 円(同 212,800 円)、女性の高卒 166,400 円(同 164,600 円)、大卒 190,400 円(同 206,900 円)となり、平成 22 年を 100 とする指数に換算すると、男性が高卒で 106.0、大卒で 107.8、女性が

高卒で 108.1、大卒で 98.0 となる。

また、全国を 100 とする指数に換算すると、男性が高卒で 100.8、大卒で 96.0、女性が高卒で 101.1、大卒で 92.0 となる。東京都を 100 とした格差は、男性が高卒で 96.2、大卒で 91.1、女性が高卒で 92.3、大卒で 88.1 となる。

（P20）

4　短時間労働者の賃金の推移

県内の短時間労働者の令和元年における１時間当たりの賃金をみると、企業規模計・産業計において、女性は 1,058 円(第 28 表)となり全国産業計を 100 とする指数で見ると 93.9、男性は 1,120 円(第 29 表)で全国企業規模計・産業計の 92.8 の水準となっている。

また、平成 26 年の時間額と比較すると男性は 6.4%、女性は 6.5%増加した。

（P22～26）

5　標準生計費の推移

山梨県発行の平成 31 年４月の甲府市の世帯人員別標準生計費(第 32 表)を全国平均(第 33 表)と比較すると、世帯１人が 102,690 円(全国平均 120,190 円)、世帯２人が 123,450 円(同 137,290 円)、世帯３人が 158,190 円(同 176,770 円)、世帯４人が 192,910 円（同 216,230 円)、世帯５人が 227,670 円（同 255,720 円)、これは全国平均のそれぞれ-14.6%、-10.1%、-10.5%、-10.8%、-11.0%となっている。

また、平成 22 年を 100 とした指数では、世帯１人が 82.9、世帯２人が 63.4、世帯３人が 74.5、世帯４人が 83.8、世帯５人が 91.9 となっている。

（P27～28）

給与等の年別変化

山梨県（事業所規模５人以上）　〔第１表〕

年	総実労働時間 (時間)	所定内労働時間 (時間)	所定外労働時間 (時間)	出勤日数 (日)	現金給与総額 (円)	対前年比 (%)	きまって支給する給与 (円)	所定内給与 (円)
平成22年	148.2	138.6	9.6	19.2	286,047	-1.2	241,463	225,390
平成23年	150.0	140.0	10.0	19.3	293,665	1.8	248,742	231,305
平成24年	147.6	138.1	9.5	19.3	282,692	-1.7	239,929	224,526
平成25年	147.2	137.3	9.9	19.2	286,700	1.3	242,668	226,625
平成26年	146.8	135.9	10.9	19.1	285,622	-0.4	240,181	222,006
平成27年	145.6	135.3	10.3	19.1	283,829	-0.1	238,266	221,102
平成28年	145.7	135.6	10.1	19.2	287,147	1.2	238,841	221,714
平成29年	145.1	134.3	10.8	18.9	289,581	0.8	242,513	224,247
平成30年	144.0	132.8	11.2	18.6	298,219	2.9	244,746	225,773
令和元年	142.5	131.7	10.8	18.4	294,344	-1.2	245,386	228,040

山梨県（事業所規模３０人以上）　〔第２表〕

年	総実労働時間 (時間)	所定内労働時間 (時間)	所定外労働時間 (時間)	出勤日数 (日)	現金給与総額 (円)	対前年比 (%)	きまって支給する給与 (円)	所定内給与 (円)
平成22年	153.2	141.3	11.9	19.1	318,721	-0.7	263,110	241,871
平成23年	152.9	141.4	11.5	19.1	319,480	-1.0	265,842	244,266
平成24年	150.7	138.5	12.2	19.2	318,130	3.0	263,274	242,180
平成25年	150.7	138.8	11.9	19.1	318,727	0.0	263,608	242,615
平成26年	152.6	139.4	13.2	19.2	324,120	1.8	266,274	243,250
平成27年	149.3	137.2	12.1	19.2	323,994	0.8	265,274	243,315
平成28年	149.5	137.6	11.9	19.2	327,638	1.2	266,476	244,427
平成29年	151.0	138.2	12.8	19.2	330,408	0.8	269,778	245,643
平成30年	149.5	136.3	13.2	18.9	343,550	3.9	273,433	247,568
令和元年	146.0	133.4	12.6	18.4	330,353	-3.7	265,395	241,997

全　国（事業所規模５人以上）　〔第３表〕

年	総実労働時間 (時間)	所定内労働時間 (時間)	所定外労働時間 (時間)	出勤日数 (日)	現金給与総額 (円)	対前年比 (%)	きまって支給する給与 (円)	所定内給与 (円)
平成27年	144.5	133.5	11.0	18.7	315,856		260,577	240,820
平成28年	143.7	132.9	10.8	18.6	317,862		261,183	241,519
平成29年	143.3	132.4	10.9	18.5	319,453		262,407	242,646
平成30年	142.2	131.4	10.8	18.4	323,547	1.4	264,570	244,670
令和元年	139.1	128.5	10.6	18.0	322,612	-0.3	264,216	244,471

全　国（事業所規模３０人以上）　〔第４表〕

年	総実労働時間 (時間)	所定内労働時間 (時間)	所定外労働時間 (時間)	出勤日数 (日)	現金給与総額 (円)	対前年比 (%)	きまって支給する給与 (円)	所定内給与 (円)
平成27年	148.7	135.8	12.9	18.8	361,684		290,940	265,540
平成28年	148.5	135.8	12.7	18.8	365,804		292,593	267,210
平成29年	148.4	135.7	12.7	18.7	367,951		294,010	268,736
平成30年	147.4	134.9	12.5	18.6	372,162		295,944	270,694
令和元年	144.5	132.1	12.4	18.2	371,507		296,123	270,912

資料出所：毎月勤労統計調査

（注）全国調査の結果は、平成24年以降において東京都の「500人以上規模の事業所」について再集計した値。

常用労働者の１か月あたりの現金給与総額及び総実労働時間　〔第１図〕
（事業所規模３０人以上）

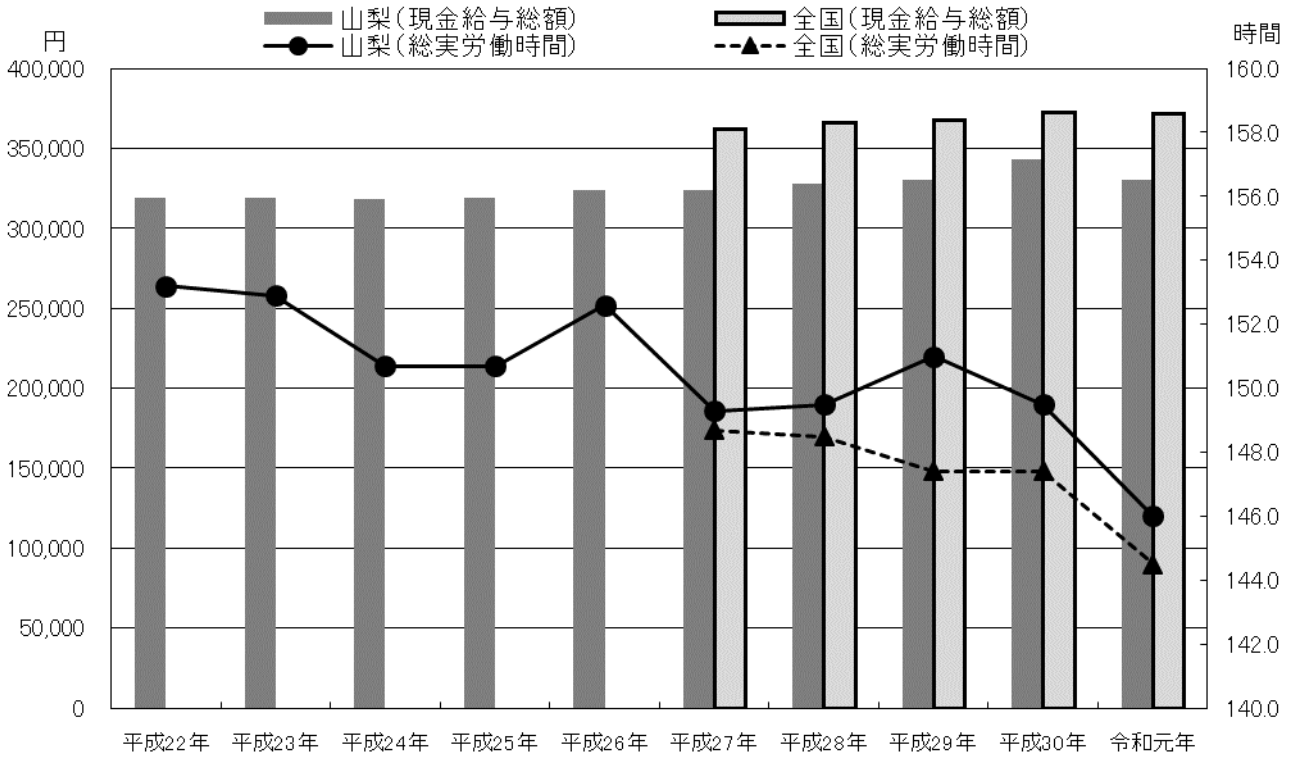

資料出所：毎月勤労統計調査

年別平均賃金(産業計、規模計、山梨県)〔第５表〕

区分 / 年		年齢 (歳)	勤続年数 (年)	所定内実労働時間数 (時間)	超過実労働時間数 (時間)	きまって支給する 現金給与額 (千円)	きまって支給する 所定内給与額 (千円)
平成27年	全体	42.8	11.6	167	13	313.0	284.2
	男	42.8	12.9	168	16	346.8	312.5
	女	42.6	9.2	164	9	248.9	230.5
平成28年	全体	42.8	11.8	166	12	311.4	283.5
	男	42.9	13.1	167	15	348.4	315.2
	女	42.7	9.4	164	8	243.0	224.8
平成29年	全体	43.0	11.8	166	14	309.8	279.9
	男	43.5	13.4	166	17	346.3	309.7
	女	42.0	8.9	165	9	243.8	226.2
平成30年	全体	44.2	12.3	165	13	309.5	281.1
	男	44.1	13.5	166	16	347.8	312.6
	女	44.3	10.1	163	7	237.2	221.6
令和元年	全体	44.0	11.7	162	12	309.5	282.3
	男	44.2	12.9	164	15	344.8	311.9
	女	43.6	9.5	160	8	242.4	226.4

資料出所：賃金構造基本統計調査

男女別賃金の推移（所定内賃金、山梨県）　〔第６表〕

区分 ＼ 年	男女計		男性		女性		女性短時間労働者		男女比（男性賃金を100）
	賃金（千円）	上昇率（%）	賃金（千円）	上昇率（%）	賃金（千円）	上昇率（%）	時間額（円）	上昇率（%）	
平成22年	273.6	-0.8	305.1	-0.7	209.9	-1.3	954	0.5	68.8
平成23年	277.5	1.4	306.5	0.5	213.6	1.8	956	0.2	69.7
平成24年	272.0	-2.0	302.1	-1.4	213.8	0.1	950	-0.6	70.8
平成25年	272.8	0.3	299.6	-0.8	214.2	0.2	967	1.8	71.5
平成26年	283.8	4.0	312.0	4.1	225.2	5.1	993	2.7	72.2
平成27年	284.2	0.1	312.5	0.2	230.5	2.4	1005	1.2	73.8
平成28年	283.5	-0.2	315.2	0.9	224.8	-2.5	1014	0.9	71.3
平成29年	279.9	-1.3	309.7	-1.7	226.2	0.6	1004	-1.0	73.0
平成30年	281.1	0.4	312.6	0.9	221.6	-2.0	1033	2.9	70.9
令和元年	282.3	0.4	311.9	-0.2	226.4	2.2	1058	2.4	72.6

山梨県男女別賃金の変化　〔第２図〕

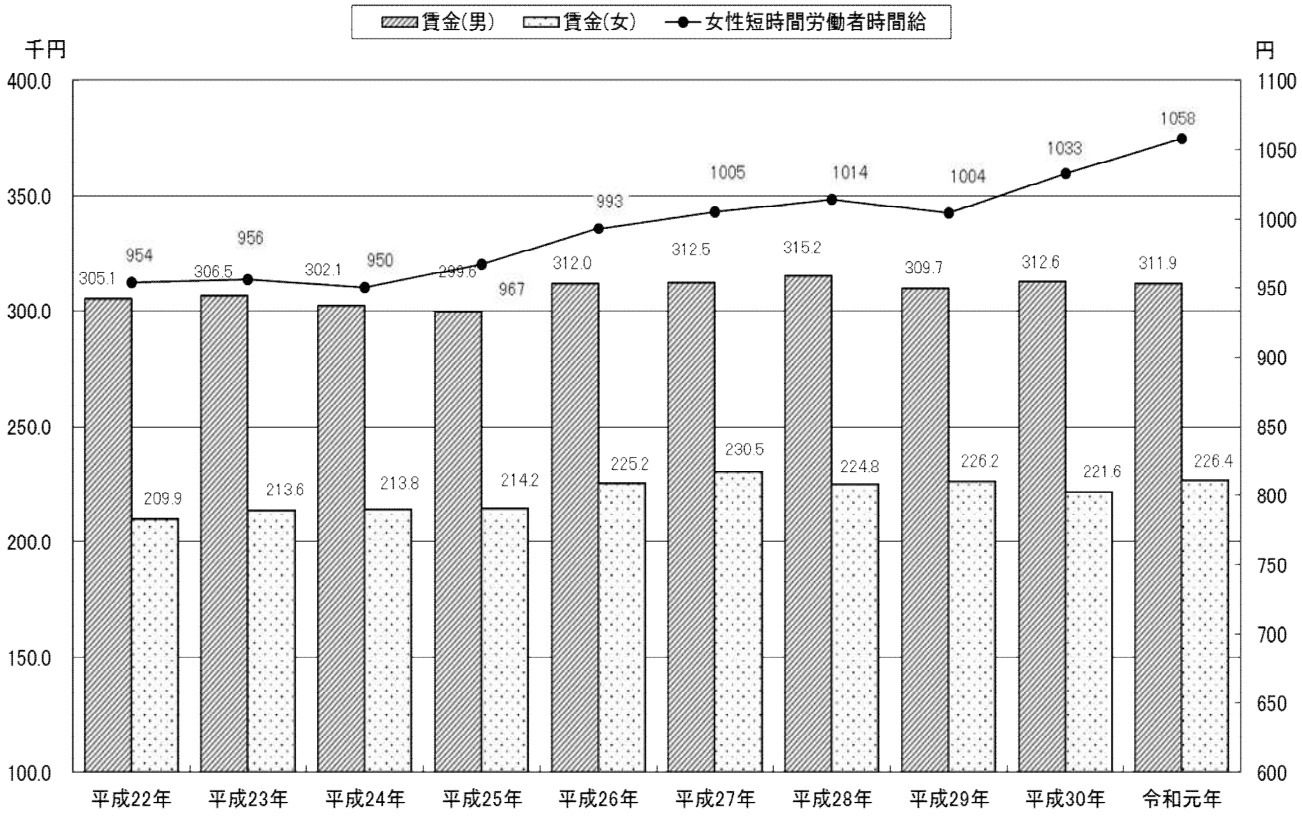

資料出所：賃金構造基本統計調査

男女別賃金の推移（所定内賃金、全国）　〔第７表〕

区分 / 年	男女計		男性		女性		女性 短時間労働者		男女比 (男性賃金を100)
	賃金 (千円)	上昇率 (%)	賃金 (千円)	上昇率 (%)	賃金 (千円)	上昇率 (%)	時間額 (円)	上昇率 (%)	
平成22年	296.2	0.6	328.3	0.5	227.6	-0.2	979	0.6	69.3
平成23年	296.8	0.2	328.3	0.0	231.9	1.9	988	0.9	70.6
平成24年	297.7	0.3	329.0	0.2	233.1	0.5	1,001	1.3	70.9
平成25年	295.7	-0.7	326.0	-0.9	232.6	-0.2	1,007	0.6	71.3
平成26年	299.6	1.3	329.6	1.1	238.0	2.3	1,012	0.5	72.2
平成27年	304.0	1.5	335.1	1.7	242.0	1.7	1,032	2.0	72.2
平成28年	304.0	0.0	335.2	0.0	244.6	1.1	1,054	2.1	73.0
平成29年	304.3	0.1	335.5	0.1	246.1	0.6	1,074	1.9	73.4
平成30年	306.2	0.6	337.6	0.6	247.5	0.6	1,105	2.9	73.3
令和元年	307.7	0.5	338.0	0.1	251.0	1.4	1,127	2.0	74.3

資料出所：賃金構造基本統計調査

男女別、企業規模別、年間賞与その他特別給与額の推移（山梨県）　〔第８表〕

区分 / 年	男性(千円)				女性(千円)				男女比 (男性賞与を100)
	企業規模計 (10人以上)	1000人以上	100～999人	10～99人	企業規模計 (10人以上)	1000人以上	100～999人	10～99人	
平成22年	722.5	1423.5	715.6	406.2	440.9	686.9	455.1	362.1	61.0
平成23年	918.1	1861.0	833.5	547.8	511.9	755.6	535.1	388.1	55.8
平成24年	846.6	1592.9	790.4	428.8	463.3	570.6	542.0	343.5	54.7
平成25年	840.6	1524.6	750.9	465.2	500.2	753.9	444.5	373.8	59.5
平成26年	852.8	1475.4	891.9	473.7	509.8	773.0	525.3	374.4	59.8
平成27年	921.9	1554.8	898.1	481.7	503.0	661.3	590.8	327.6	54.6
平成28年	1061.2	2049.0	874.7	569.7	534.0	666.0	594.8	387.0	50.3
平成29年	1035.9	1736.2	893.5	526.6	534.0	671.1	519.5	444.5	51.5
平成30年	1020.3	1723.2	912.6	571.9	521.0	626.4	479.2	487.5	51.1
令和元年	1097.2	1823.9	911.8	623.3	569.8	683.4	569.0	478.1	51.9

資料出所：賃金構造基本統計調査

年齢階級別所定内給与　〔第９表〕

(単位：千円)

区分 / 年齢階級	男性				女性			
	平成２８年	平成２９年	平成３０年	令和元年	平成２８年	平成２９年	平成３０年	令和元年
山梨県平均	315.2	309.7	312.6	311.9	224.8	226.2	221.6	226.4
～19 歳	176.7	171.5	179.4	184.2	172.8	162.3	157.9	175.4
20～24	203.7	202.3	203.6	210.9	194.5	192.2	193.8	198.0
25～29	231.8	237.3	237.2	239.2	211.8	209.2	211.0	208.0
30～34	279.2	263.7	270.8	272.5	224.2	222.5	221.9	219.9
35～39	299.5	300.8	310.4	309.4	233.5	222.0	222.4	228.4
40～44	335.5	323.0	325.0	341.1	235.8	**249.0**	225.1	239.5
45～49	369.2	372.0	363.8	360.1	236.9	239.5	229.9	**241.3**
50～54	**403.4**	**387.2**	**400.6**	**384.3**	236.3	225.8	**245.5**	237.3
55～59	375.4	376.5	367.6	379.4	**237.1**	248.8	233.7	237.8
60～64	284.2	266.4	272.5	280.6	208.1	227.6	214.5	226.7
65～69	287.1	222.5	234.7	232.9	200.8	209.7	192.7	198.1
全国平均	335.2	335.5	337.6	338.0	244.6	246.1	247.5	251.0
～19 歳	177.2	179.4	180.6	182.8	168.6	169.0	172.6	172.4
20～24	209.1	210.5	212.6	213.4	199.5	202.5	206.5	208.1
25～29	245.8	248.1	247.9	251.6	225.1	225.9	229.6	232.9
30～34	286.9	289.0	289.4	290.8	243.4	241.6	243.4	247.4
35～39	323.8	324.1	325.2	328.4	253.6	254.0	253.6	256.2
40～44	360.7	358.7	358.7	360.1	261.4	262.4	264.1	268.6
45～49	401.3	394.7	394.9	390.4	268.0	268.2	268.7	271.6
50～54	**425.7**	**424.0**	**426.0**	**423.7**	**269.5**	**270.0**	**270.6**	**275.8**
55～59	411.8	412.2	419.5	416.6	259.6	262.9	266.5	266.8
60～64	291.3	294.1	300.6	305.5	218.2	224.3	222.6	229.5
65～69	270.7	261.0	258.8	261.9	212.1	220.1	208.7	213.3

資料出所：賃金構造基本統計調査

山梨県産業別、年齢階級別、企業規模別所定内賃金（令和元年）　〔第10表〕

(単位：千円)

産業	年齢階級	男 企業規模計(10人以上)	男 1000人以上	男 100～999人	男 10～99人	男 5～9人	女 企業規模計(10人以上)	女 1000人以上	女 100～999人	女 10～99人	女 5～9人
産業計	年齢計	311.9	363.9	289.7	290.7	290.1	226.4	246.3	220.3	217.6	234.8
	～19歳	184.2	182.3	178.3	207.3	178.6	175.4	172.7	173.2	179.5	-
	20～24	210.9	218.0	207.1	206.7	241.9	198.0	213.6	192.1	186.8	183.9
	25～29	239.2	255.6	229.7	234.6	256.7	208.0	231.7	203.5	188.8	191.0
	30～34	272.5	312.0	256.4	249.1	303.2	219.9	232.1	223.2	199.6	190.9
	35～39	309.4	367.3	281.9	286.3	313.0	228.4	265.3	223.1	206.8	232.2
	40～44	341.1	388.3	336.7	306.0	326.7	239.5	275.0	219.2	232.1	278.5
	45～49	360.1	429.0	333.4	330.0	313.0	241.3	275.2	234.2	226.2	250.0
	50～54	384.3	471.1	343.7	345.6	333.4	237.3	256.4	233.2	227.6	229.4
	55～59	379.4	457.0	337.6	336.5	341.6	237.8	249.3	222.6	249.9	250.9
	60～64	280.6	312.4	255.5	288.6	228.5	226.7	224.3	224.7	232.4	232.1
	65～69	232.9	193.2	232.6	243.4	231.2	198.1	186.0	177.3	219.1	232.0
	70歳～	234.5	174.7	205.3	270.6	185.5	196.6	190.4	174.8	201.0	223.4
建設業	年齢計	336.4	552.2	331.5	322.1	287.4	240.6	388.5	226.5	228.1	204.9
	～19歳	263.3	-	-	263.3	181.0	201.0	-	-	201.0	-
	20～24	212.6	211.9	203.1	213.6	330.7	195.9	-	195.0	196.1	180.5
	25～29	274.9	278.1	225.2	286.1	283.6	235.6	467.2	196.5	185.4	-
	30～34	302.3	304.0	310.6	300.9	354.1	209.7	-	236.8	203.6	-
	35～39	337.0	236.7	322.4	345.8	292.5	248.8	-	248.8	-	-
	40～44	351.5	332.5	393.9	346.7	345.3	317.9	495.1	270.6	258.0	-
	45～49	449.9	956.8	374.2	360.5	330.0	300.2	165.5	258.3	322.2	-
	50～54	394.5	291.7	425.0	391.0	340.0	201.9	-	217.6	200.0	280.0
	55～59	410.7	692.7	411.7	373.7	317.1	210.8	-	153.3	233.1	-
	60～64	346.4	289.2	331.9	358.1	195.8	249.7	249.7	-	-	192.5
	65～69	272.9	-	255.3	276.4	199.7	226.9	-	-	226.9	-
	70歳～	237.2	-	357.5	235.5	130.0	178.8	178.8	-	-	-
製造業	年齢計	304.1	371.3	281.1	263.9	267.8	198.9	226.6	195.4	185.0	194.9
	～19歳	179.3	181.6	178.3	174.7	170.4	171.9	176.0	171.8	168.9	-
	20～24	208.6	220.6	208.0	174.7	157.7	178.6	196.8	184.4	165.2	206.0
	25～29	227.0	243.0	225.3	208.4	213.0	191.1	269.0	198.1	166.7	227.0
	30～34	265.9	322.6	254.5	233.4	259.4	191.8	205.2	206.1	168.5	165.0
	35～39	304.7	404.7	272.7	255.7	345.6	222.3	357.0	206.7	187.7	183.3
	40～44	312.2	387.2	297.3	269.4	317.1	210.1	245.7	201.6	198.0	151.2
	45～49	334.8	389.6	323.1	310.8	279.6	206.1	240.2	206.7	186.9	210.7
	50～54	384.1	463.2	343.4	320.7	272.3	207.4	229.4	196.7	200.7	177.5
	55～59	392.5	480.3	329	310.5	273.1	197.6	213.6	193.6	188.8	191.2
	60～64	266.8	325.4	235.8	245.9	246.2	176.6	163.7	168.5	203.3	183.7
	65～69	210.8	177.9	253.7	217.3	235.8	167.7	156.8	160.3	205.0	-
	70歳～	198.6	159.3	193.9	219.6	198.9	161.4	-	-	161.4	218.8

産業	年齢階級	男					女				
		企業規模計(10人以上)	1000人以上	100～999人	10～99人	5～9人	企業規模計(10人以上)	1000人以上	100～999人	10～99人	5～9人
運輸業，郵便業	年齢計	293.0	327.3	264.2	287.2	343.7	201.0	228.1	177.4	198.1	270.6
	～19歳	190.6	190.6	-	-	-	180.6	183.5	172.5	-	-
	20～24	207.5	201.4	211.4	219.2	286.7	174.8	191.4	143.8	194.5	-
	25～29	246.5	265.0	214.8	231.0	443.6	194.9	242.2	149.7	179.4	-
	30～34	253.0	277.0	216.8	234.2	204.2	241.3	254.0	-	216.0	-
	35～39	298.3	316.6	313.5	265.4	428.7	238.4	281.4	196.3	236.3	-
	40～44	298.1	309.0	294.2	285.2	240.0	183.2	151.2	-	190.4	154.4
	45～49	326.6	376.4	300.7	303.4	278.3	232.8	259.7	212.5	193.8	291.7
	50～54	309.9	387.0	265.9	316.5	299.7	181.9	154.9	175.5	211.7	204.7
	55～59	354.4	459.0	275.8	314.3	336.4	206.8	460.7	-	143.3	-
	60～64	251.0	207.2	246.6	267.9	253.3	154.9	-	154.9	-	-
	65～69	236.5	167.4	226.8	279.6	385.0	164.1	139.8	-	224.9	304.2
	70歳～	198.6	-	196.5	228.7	240.0	-	-	-	-	-
卸売業，小売業	年齢計	318.2	347.1	298.4	302.7	309.4	208.4	227.8	200.5	201.5	268.1
	～19歳	190.8	186.8	187.0	211.2	-	166.3	165.2	165.2	172.0	-
	20～24	213.7	220.7	203.6	236.2	171.0	201.5	210.2	202.3	182.2	195.0
	25～29	264.9	288.6	244.6	240.5	217.0	197.5	215.8	188.4	196.1	255.8
	30～34	314.8	351.8	264.5	251.7	237.0	217.4	227.3	212.6	201.7	174.2
	35～39	302.7	330.1	286.0	281.9	272.8	198.5	198.1	198.3	198.9	294.1
	40～44	338.7	376.9	301.7	319.1	246.6	215.2	223.6	214.3	212.5	210.9
	45～49	382.5	405.5	385.4	355.2	326.1	259.8	316.4	260.8	209.5	345.0
	50～54	375.3	427.3	361.4	342.7	369.1	194.9	213.3	173.7	206.5	321.7
	55～59	333.3	327.7	333.7	340.3	755.0	198.0	183.3	196.4	214.5	410.0
	60～64	277.1	334.5	253.2	279.3	234.6	166.3	201.8	157.9	185.8	168.4
	65～69	206.5	-	172.2	240.4	245.1	166.1	157.3	143.4	178.8	324.3
	70歳～	216.8	-	237.9	213.7	179.0	174.6	-	-	174.6	273.6
金融業，保険業	年齢計	415.7	461.2	327.6	379.3	514.0	242.6	247.0	219.4	271.0	180.1
	～19歳	-	-	-	-	-	158.8	-	158.8	-	-
	20～24	214.5	227.4	195.4	217.3	-	201.8	207.1	191.6	239.9	-
	25～29	247.2	260.2	225.0	284.5	310.0	215.2	215.6	208.3	247.9	-
	30～34	322.3	337.5	271.6	321.5	-	228.0	226.8	234.7	-	-
	35～39	417.1	449.2	304.5	372.6	611.0	221.1	211.9	250.8	178.0	-
	40～44	443.6	481.0	358.2	434.1	-	248.6	260.0	202.4	392.5	-
	45～49	518.0	585.4	379.9	522.0	621..0	251.1	254.4	242.1	181.0	-
	50～54	590.2	665.1	410.2	-	-	278.2	278.5	269.7	-	-
	55～59	468.8	519.1	406.5	514.9	-	259.0	260.2	183.3	502.9	-
	60～64	279.4	306.2	235.6	284.6	-	241.2	241.2	-	-	180.1
	65～69	186.1	-	186.1	-	-	251.8	251.8	-	-	-
	70歳～	-	-	-	-	-	344.0	344.0	-	-	-

産業	年齢階級	男					女				
		企業規模計(10人以上)	1000人以上	100～999人	10～99人	5～9人	企業規模計(10人以上)	1000人以上	100～999人	10～99人	5～9人
宿泊業，飲食サービス業	年齢計	277.4	268.8	262.2	305.1	-	205.2	201.9	200.1	221.4	260.0
	～19歳	190.0	-	-	190.0	-	-	-	-	-	-
	20～24	204.9	201.4	-	258.0	-	201.1	201.1	195.2	220.0	-
	25～29	223.2	222.0	214.3	230.6	-	211.3	206.7	221.2	185.0	-
	30～34	242.6	268.1	207.2	253.1	-	204.5	231.3	194.7	179.6	-
	35～39	303.1	290.8	303.5	324.5	-	212.6	215.0	204.9	-	-
	40～44	310.9	324.2	285.6	319.7	-	231.5	228.2	231.2	236.4	-
	45～49	334.1	351.2	219.9	349.7	-	183.6	179.7	176.0	204.7	260.0
	50～54	274.3	247.7	246.9	437.0	-	201.0	199.9	166.5	246.2	-
	55～59	319.6	271.1	308.6	354.8	-	208.1	213.4	202.7	-	-
	60～64	270.7	241.9	273.6	287.3	-	218.5	169.8	191.1	266.9	-
	65～69	290.3	316.3	288.3	252.2	-	173.2	162.9	129.3	189.0	-
	70歳～	215.4	188.6	400.0	-	-	160.6	174.9	-	151.8	-
生活関連サービス業，娯楽業	年齢計	286.7	339.4	275.5	274.1	253.1	208.4	230.1	208.9	201.2	230.9
	～19歳	179.0	-	179.0	-	-	181.5	-	185.5	154.8	-
	20～24	192.8	236.8	162.6	240.3	-	209.1	248.0	200.2	209.8	-
	25～29	231.4	294.7	193.6	236.3	205.2	202.6	251.2	190.6	205.7	-
	30～34	268.1	314.4	229.4	270.5	215.1	220.5	242.3	242.3	196.4	-
	35～39	325.6	433.3	276.2	289.7	214.7	221.6	224.3	216.5	250.0	230.9
	40～44	322.5	419.4	272.4	322.5	270.3	228.8	212.3	240.3	217.7	-
	45～49	318.5	471.8	313.3	293.1	-	215.4	228.8	227.2	194.1	-
	50～54	369.7	311.2	408.5	339.1	259.6	205.7	-	205.0	206.5	-
	55～59	319.6	219.0	355.2	264.0	312.3	213.7	214.0	225.7	205.4	-
	60～64	246.9	231.2	233.3	261.0	-	199.9	-	206.4	187.4	-
	65～69	196.8	-	229.0	186.8	-	150.8	-	156.4	127.3	-
	70歳～	234.5	-	345.0	159.2	-	151.8	-	148.5	159.7	-
教育，学習支援業	年齢計	390.7	447.8	395.3	295.7	201.8	279.2	277.9	310.7	243.6	247.5
	～19歳	174.3	-	-	174.3	-	-	-	-	-	-
	20～24	215.9	200.2	244.0	194.7	222.5	201.3	202.0	219.2	192.7	185.9
	25～29	238.4	257.2	242.1	211.5	250.0	213.6	217.9	212.9	212.7	226.1
	30～34	291.5	291.7	299.1	255.2	256.1	243.4	310.5	214.8	204.0	-
	35～39	368.8	439.8	376.0	272.3	-	277.7	300.4	291.0	229.2	347.5
	40～44	402.7	457.1	417.5	289.9	-	288.5	257.1	345.6	254.3	308.0
	45～49	420.6	468.0	416.2	317.7	-	268.9	276.3	304.4	230.4	351.0
	50～54	553.5	633.7	535.5	418.1	-	354.3	300.0	388.0	309.6	247.5
	55～59	450.2	495.8	474.7	345.5	129.0	290.6	325.7	284.2	289.9	198.8
	60～64	401.6	477.1	437.5	269.1	-	356.6	-	356.2	357.6	-
	65～69	390.1	336.6	408.8	369.1	356.0	353.6	-	585.6	168.0	283.0
	70歳～	283.7	-	289.9	245.0	-	208.1	-	-	208.1	253.0

産業	年齢階級	男					女				
		企業規模計(10人以上)	1000人以上	100～999人	10～99人	5～9人	企業規模計(10人以上)	1000人以上	100～999人	10～99人	5～9人
医療，福祉	年齢計	307.6	351.0	291.7	310.2	274.2	251.5	285.4	240.2	245.1	238.7
	～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20～24	215.6	222.2	209.5	178.0	-	203.6	231.2	187.2	191.7	-
	25～29	229.9	248.7	235.0	213.4	-	223.3	239.4	218.3	197.7	170.0
	30～34	251.1	244.7	265.5	241.7	229.5	239.5	258.4	238.2	230.2	250.4
	35～39	297.1	308.6	297.6	279.9	277.1	236.7	289.7	228.1	211.5	218.7
	40～44	363.3	423.5	359.7	301.0	330.5	263.3	318.7	220.3	258.8	315.5
	45～49	338.9	390.5	300.6	374.5	-	260.9	327.6	242.0	258.8	229.9
	50～54	382.4	1630.0	281.7	471.1	-	277.6	389.2	258.8	271.5	215.6
	55～59	348.5	365.6	384.7	229.9	-	281.2	417.5	250.5	296.0	252.6
	60～64	315.8	532.5	203.1	316.8	-	281.0	322.0	281.7	257.4	-
	65～69	307.9	-	290.2	360.3	250.0	246.2	183.8	230.4	257.8	168.2
	70歳～	357.4	-	182.5	564.3	-	224.5	154.5	-	241.0	177.0
複合サービス事業	年齢計	311.7	296.3	334.6	-	-	204.0	209.6	200.3	-	-
	～19歳	-	-	-	-	-	159.3	164.2	156.2	-	-
	20～24	200.9	204.3	198.1	-	-	185.0	154.4	191.6	-	-
	25～29	228.3	229.9	221.3	-	-	188.0	190.0	186.7	-	-
	30～34	251.8	253.9	247.6	-	-	235.1	246.1	223.2	-	-
	35～39	291.2	290.2	293.2	-	-	214.9	213.4	216.3	-	-
	40～44	336.6	337.0	335.6	-	-	232.4	200.5	243.0	-	-
	45～49	362.7	335.9	388.8	-	-	238.9	245.8	222.5	-	-
	50～54	368.2	305.4	461.0	-	-	217.9	215.4	219.8	-	-
	55～59	407.8	402.8	412.2	-	-	215.6	199.3	238.1	-	-
	60～64	226.5	241.0	196.1	-	-	150.9	166.8	139.6	-	-
	65～69	165.3	-	165.3	-	-	148.5	201.0	147.2	-	-
	70歳～	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業（他に分類されないもの）	年齢計	253.0	241.2	264.0	240.4	314.3	194.5	207.8	189.1	195.6	264.9
	～19歳	172.2	-	173.4	152.0	-	212.4	-	-	212.4	-
	20～24	207.7	209.1	213.1	192.8	257.0	194.3	251.5	189.4	185.4	-
	25～29	227.6	222.5	232.0	234.3	205.3	190.5	184.6	192.0	205.3	-
	30～34	233.2	241.3	228.8	235.6	330.3	179.9	169.7	182.8	191.1	211.0
	35～39	248.8	239.5	244.1	259.1	303.9	191.1	210.8	192.1	181.2	-
	40～44	417.6	236.9	529.1	274.5	351.6	207.3	332.3	191.7	197.5	-
	45～49	274.6	261.7	275.4	282.1	320.0	202.7	228.8	192.8	208.9	-
	50～54	270.0	306.9	249.4	271.0	380.4	195.7	193.3	200.4	190.0	288.7
	55～59	248.3	256.5	236.5	270.0	244.7	199.8	174.1	182.1	219.3	274.4
	60～64	235.2	216.8	241.2	231.1	275.2	200.6	277.0	161.7	205.2	295.5
	65～69	184.2	197.3	188.2	173.3	215.0	170.9	148.9	184.7	162.2	-
	70歳～	188.1	205.2	201.9	148.3	290.3	165.0	-	192.3	127.6	200.0

資料出所：賃金構造基本統計調査
(注)　「－」は、該当する数値がない場合を示す。

産業別常用労働者の１か月当たりの定期給与等（山梨県・事業所規模５人以上）　〔第11表〕

産　　業	現金給与総額			きまって支給する給与		特別に支払われた給与		総実労働時間		所定外労働時間		＊時間単価	
	平成30年	令和元年	前年比	平成30年	令和元年	平成30年	令和元年	平成30年	令和元年	平成30年	令和元年	平成30年	令和元年
	(円)	(円)	(%)	(円)	(円)	(円)	(円)	(時間)	(時間)	(時間)	(時間)	(円)	(円)
産　業　計	298,219	294,344	-1.2	244,746	245,386	53,473	48,958	144.0	142.5	11.2	10.8	1,667	1,690
建　設　業	351,121	418,607	19.4	305,789	358,261	45,332	60,346	172.6	167.2	13.4	15.3	1,738	2,095
製　造　業	388,482	373,570	-3.7	297,586	291,746	90,896	81,824	167.1	161.8	18.4	17.7	1,733	1,755
情報通信業	466,790	360,117	-22.8	366,732	307,210	100,058	52,907	159.8	154.2	12.8	10.0	2,250	1,960
運輸業，郵便業	279,195	307,757	10.1	243,352	268,661	35,843	39,096	159.7	175.2	21.5	22.2	1,474	1,486
卸売業，小売業	184,416	198,294	7.6	163,805	180,015	20,611	18,279	123.8	127.2	5.9	5.9	1,308	1,399
金融業，保険業	409,041	419,253	2.5	311,383	333,172	97,658	86,081	144.3	138.9	8.2	8.5	2,128	2,363
学術研究，専門･技術サービス業	476,425	373,717	-21.5	331,853	293,093	144,572	80,624	148.1	143.6	9.7	8.3	2,205	2,012
宿泊業，飲食サービス業	135,774	122,960	-9.4	128,296	116,075	7,478	6,885	110.7	101.3	5.1	6.5	1,146	1,128
生活関連サービス業，娯楽業	186,203	216,768	16.4	177,593	200,174	8,610	16,594	125.4	137.5	6.1	4.6	1,399	1,444
教育，学習支援業	376,607	371,234	-1.2	298,852	293,045	77,755	78,189	144.3	147.1	14.3	12.4	2,021	1,951
医療，福祉	312,963	286,998	-8.5	261,596	243,656	51,367	43,342	135.2	132.7	5.8	4.5	1,914	1,821
複合サービス事業	396,277	320,677	-18.8	304,586	264,132	91,691	56,545	152.1	156.3	7.3	13.5	1,979	1,654
サービス業 (他に分類されないもの)	258,617	248,479	-4.3	222,252	213,801	36,365	34,678	148.7	136.4	11.9	11.1	1,465	1,536

＊時間単価は、きまって支給する給与／(実労働時間＋所定外労働×0.25)で計算した。
＊「常用労働者」とは、期間を定めず、または一か月を超える期間を定めて雇用される者である。

資料出所：毎月勤労統計調査

産業別平均賃金

産業別平均賃金(令和元年 6 月、山梨県)　〔第 12 表〕

区分 / 産業	年齢 (歳)	勤続年数 (年)	所定内実労働時間数 (時間)	超過実労働時間数 (時間)	決まって支給する 現金給与額 (千円)	決まって支給する 所定内給与額 (千円)	年間賞与その他特別給与額 (千円)
産業計	44.0	11.7	162	12	309.5	282.3	915.1
建設業	45.9	10.6	169	8	340.3	325.1	845.0
製造業	43.8	13.5	162	16	312.6	277.2	1300.5
運輸業，郵便業	46.7	11.9	169	21	326.3	284.9	638.2
卸売業，小売業	41.3	12.0	169	12	302.7	279.5	701.7
金融業，保険業	43.6	15.2	145	9	350.3	328.7	1340.7
宿泊業，飲食サービス業	42.9	9.0	172	11	268.6	247.2	393.0
医療・福祉	43.8	9.1	160	7	291.2	268.5	734.9
サービス業(他に分類されないもの)	47.3	7.8	161	15	261.8	237.4	288.0

資料出所：賃金構造基本統計調査

産業別に見た賃金額及び労働時間(令和元年 6 月、山梨県)　〔第 13 表〕

項目 / 産業	年度	第1・20分位数 金額	第1・20分位数 対前年上昇率	第1・10分位数 金額	第1・10分位数 対前年上昇率	第1・4分位数 金額	第1・4分位数 対前年上昇率	中位数 金額	中位数 対前年上昇率	時間当たり平均賃金額 金額	時間当たり平均賃金額 対前年上昇率	月1人当たり労働時間数 時間	月1人当たり労働時間数 対前年上昇率
		(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(時間)	(%)
地域別最賃適用 (産業・規模計)	30	800	0.0	830	1.2	910	1.1	1,108	4.6	1,257	2.5	138	-4.2
	元	810	1.3	830	0.0	880	-3.3	1,023	-7.7	1,211	-3.7	130	-5.8
製造業	30	790	-1.3	805	-1.8	900	-3.9	1,200	0.0	1,293	-1.2	160	0.0
	元	813	2.9	850	5.6	940	4.4	1,157	-3.6	1337	3.4	158	-1.3
卸・小売	30	790	-1.3	800	-3.6	910	1.1	1,232	15.7	1,310	5.1	144	-4.0
	元	810	2.5	830	3.8	865	-4.9	1,000	-18.8	1,159	-11.5	127	-11.8
宿泊，飲食サービス業	30	830	3.8	850	6.3	900	5.9	1,000	7.5	1,049	2.7	90	-19.6
	元	800	-3.6	800	-5.9	850	-5.6	900	-10.0	1,042	-0.7	92	2.2
生活関連サービス・娯楽業	30	800	0.0	800	-1.2	857	-3.6	1,012	-1.3	1,147	1.8	128	-2.3
	元	810	1.3	810	1.3	840	-2.0	909	-10.2	1,075	-6.3	121	-5.5
医療・福祉	30	820	1.2	840	-1.3	900	-5.3	1,080	-1.2	1,150	-9.8	136	-8.7
	元	880	7.3	900	7.1	1,100	22.2	1,250	15.7	1,331	15.7	130	-4.4
その他のサービス業	30	840	5.0	923	10.4	1,221	34.3	1,359	16.7	1,543	19.1	166	14.5
	元	830	-1.2	850	-7.9	860	-29.6	950	-30.1	1,122	-27.3	140	-15.7

資料出所：最低賃金に関する基礎調査（山梨労働局）

第 1･20 分位数…労働者を賃金の低い者から高い者へと並べ、二十等分し、低い方から最初の節の者の賃金
第 1･10 分位数…　〃　十等分　〃
第 1･4 分位数…　〃　四等分　〃
中　位　数…　〃　二等分し、真ん中の節の者の賃金

規模別平均賃金

規模別平均賃金(令和元年６月、山梨県)　[第 14 表]

区分 / 規模	年齢 (歳)	勤続年数 (年)	所定内実労働時間数 (時間)	超過実労働時間数 (時間)	きまって支給する現金給与額 (千円)	所定内給与額 (千円)	年間賞与その他特別給与額 (千円)
企業規模計 (10 人以上)	44.0	11.7	162	12	309.5	282.3	915.1
10～99 人	45.2	11.0	169	10	281.5	263.4	569.2
100～999 人	44.2	11.3	163	13	294.1	266.1	794.9
1000 人以上	42.3	13.2	154	14	361.3	325.9	1455.8

資料出所：賃金構造基本統計調査

定期給与の前年同月比較(指数)

事業所規模５人以上　[第 15 表]

区分 / 年月	山梨 (名目)		全国 (名目)		山梨 (実質)		全国 (実質)	
	産業計	対前年増減率	産業計	対前年増減率	産業計	対前年増減率	産業計	対前年増減率
平成２７年	100.0	-0.3	100.0	0.3	100.0	-1.3	100.0	-0.7
平成２８年	100.2	0.2	100.2	0.2	100.7	1.2	100.3	0.4
平成２９年	101.8	1.6	100.7	0.5	101.7	1.0	100.2	-0.1
平成３０年	102.7	0.9	101.6	0.9	100.9	-0.8	99.9	-0.3
令和元年	103.0	0.3	101.4	-0.2	100.4	-0.5	99.1	-0.8
平成31年 1月	101.4	0.3	99.6	-0.6	99.3	-0.4	97.7	-0.8
平成31年 2月	101.1	-1.2	100.2	-0.2	99.0	-1.8	98.3	-0.4
平成31年 3月	103.1	-0.6	101.0	-0.7	100.7	-1.8	99.1	-1.3
平成31年 4月	105.3	1.5	102.4	-0.3	102.5	-0.2	100.2	-1.3
令和元年 5月	103.3	0.2	100.9	-0.4	100.6	-1.3	98.7	-1.2
令和元年 6月	104.7	0.8	101.9	-0.2	102.1	-0.5	99.8	-1.1
令和元年 7月	103.4	0.9	101.8	0.0	101.1	-0.2	99.8	-0.7
令和元年 8月	101.8	-0.4	101.4	0.2	99.4	-1.0	99.1	-0.1
令和元年 9月	101.9	0.2	101.5	0.3	99.1	-0.3	99.1	0.1
令和元年10月	103.3	0.2	102.2	0.2	100.6	0.6	99.4	-0.1
令和元年11月	103.4	0.4	102.0	-0.2	100.5	0.2	99.2	-0.8
令和元年12月	103.1	0.9	101.9	0.1	100.1	0.2	99.1	-0.8

事業所規模３０人以上　[第 16 表]　-0.1

区分 / 年月	山梨 (名目)		全国 (名目)		山梨 (実質)		全国 (実質)	
	産業計	対前年増減率	産業計	対前年増減率	産業計	対前年増減率	産業計	対前年増減率
平成２７年	100.0	0.5	100.0	0.5	100.0	-0.6	100.0	-0.4
平成２８年	100.5	0.5	100.6	0.6	101.0	1.3	100.7	0.7
平成２９年	101.7	1.2	101.0	0.4	101.6	0.6	100.5	-0.2
平成３０年	103.1	1.4	101.7	0.7	101.3	-0.3	100.0	-0.5
令和元年	100.0	-3.0	101.8	0.1	97.5	-3.8	99.5	-0.5
平成31年 1月	96.8	-5.1	100.3	0.0	94.8	-5.8	98.4	-0.2
平成31年 2月	98.0	-4.1	100.6	0.3	96.0	-4.7	98.7	0.1
平成31年 3月	100.6	-2.9	101.5	-0.1	98.2	-4.1	99.6	-0.7
平成31年 4月	101.9	-1.7	102.9	0.3	99.2	-3.4	100.7	-0.7
令和元年 5月	100.1	-2.6	101.3	0.1	97.5	-4.0	99.1	-0.7
令和元年 6月	101.5	-2.2	102.3	0.3	99.0	-3.4	100.2	-0.6
令和元年 7月	100.7	-2.9	101.9	0.0	98.4	-4.0	99.9	-0.7
令和元年 8月	99.7	-3.2	101.7	0.1	97.4	-3.8	99.4	-0.2
令和元年 9月	99.8	-2.5	101.7	0.1	97.1	-3.0	99.3	-0.1
令和元年10月	100.5	-2.8	102.6	0.1	97.9	-2.4	99.8	-0.2
令和元年11月	100.5	-3.0	102.3	-0.4	97.7	-3.2	99.5	-1.0
令和元年12月	100.4	-2.2	102.1	-0.2	97.5	-2.9	99.3	-1.1

(注)　平成 27 年の平均を１００とした場合の指数。実質指数とは、平成 27 年の物価を基準として評価するため、消費者物価指数を使用して物価変動による影響を除去したものである。

資料出所：毎月勤労統計調査

令和元年　山梨県の職種・性別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額（産業計、企業規模計）　〔第17表〕

職種		年齢	勤続年数	所定内実労働時間数	超過実労働時間数	きまって支給する現金給与額	きまって支給する所定内給与額	年間賞与その他特別給与額
		歳	年	時間	時間	千円	千円	千円
一級建築士	(男)	56.0	19.0	152	25	429.0	373.9	1090.5
システム･エンジニア	(男)	39.3	8.5	156	14	338.6	309.3	581.9
プログラマー	(男)	33.7	8.0	168	11	280.0	259.0	770.3
薬剤師	(女)	37.9	5.3	158	16	330.9	284.7	912.8
看護師	(男)	28.1	3.3	153	19	304.7	239.2	674.9
看護師	(女)	39.4	6.9	156	12	313.8	267.5	742.0
准看護師	(女)	49.6	12.5	162	1	338.5	327.0	657.1
看護補助者	(男)	-	-	-	-	-	-	-
看護補助者	(女)	47.7	5.0	160	3	190.4	180.1	475.1
栄養士	(女)	36.3	7.1	162	3	217.9	212.5	712.2
保育士(保母･保父)	(女)	40.0	11.8	163	7	242.1	229.5	695.6
介護支援専門員（ケアマネージャー）	(女)	50.6	6.1	164	0	253.8	253.8	673.0
ホームヘルパー	(女)	46.2	10.1	162	11	246.7	226.8	919.0
福祉施設介護員	(男)	45.0	7.0	168	4	251.5	237.5	678.1
福祉施設介護員	(女)	45.3	8.0	164	5	234.8	222.4	598.8
幼稚園教諭	(女)	38.2	10.4	175	4	245.3	239.4	687.1
大学教授	(男)	56.4	14.5	154	0	559.1	557.6	2224.5
大学講師	(男)	39.6	5.0	158	8	435.8	407.6	1373.3
個人教師、塾･予備校講師	(男)	35.9	2.5	179	3	219.6	215.1	317.4
百貨店店員	(男)	33.9	9.8	173	18	306.7	268.0	544.6
百貨店店員	(女)	42.0	13.0	169	1	220.8	217.9	277.5
販売店員(百貨店店員を除く。)	(男)	40.4	10.7	171	18	285.2	253.7	513.9
販売店員(百貨店店員を除く。)	(女)	39.2	7.4	168	10	206.7	191.9	260.0
スーパー店チェッカー	(女)	45.3	8.2	171	10	194.0	181.5	223.3
自動車外交販売員	(男)	40.8	18.2	172	3	359.8	348.4	1027.8
保険外交員	(男)	42.3	8.9	149	4	283.1	276.2	499.5
保険外交員	(女)	50.0	12.6	143	1	252.4	251.1	569.2
洗たく工	(女)	50.5	6.8	160	24	184.2	152.7	26.7
調理士	(男)	49.0	9.3	169	16	301.6	273.9	413.4
調理士	(女)	43.4	8.6	162	7	204.6	195.4	340.7
給仕従事者	(男)	36.5	7.5	181	8	255.8	228.2	486.8
給仕従事者	(女)	37.2	7.2	170	13	218.2	193.9	267.1
娯楽接客員	(男)	39.2	8.3	165	12	251.3	231.6	307.6
娯楽接客員	(女)	43.2	6.0	164	10	223.7	209.6	164.4
警備員	(男)	56.6	9.7	163	12	281.1	262.7	54.7
自家用貨物自動車運転者	(男)	43.9	6.2	171	10	264.9	227.1	397.6
タクシー運転者	(男)	55.2	10.1	167	26	239.6	207.2	76.2
営業用バス運転者	(男)	53.4	11.6	155	35	319.4	270.6	636.8
営業用大型貨物自動車運転者	(男)	49.6	12.8	173	21	406.3	358.7	378.8
営業用普通･小型貨物自動車運転者	(男)	48.2	11.5	177	31	318.4	264.5	298.6
一般化学工	(男)	43.0	13.0	148	8	323.5	275.9	709.3
旋盤工	(男)	43.2	15.9	185	32	368.2	286.5	1970.6
フライス盤工	(男)	45.7	22.9	182	29	401.1	317.8	1634.1
金属プレス工	(男)	39.1	10.2	156	15	270.0	238.8	546.2
鉄工	(男)	46.9	8.3	175	0	279.6	279.6	445.0
仕上工	(男)	37.6	12.8	187	24	321.1	261.6	1825.5
溶接工	(男)	54.8	26.8	168	38	395.2	311.6	370.3
機械組立工	(男)	46.3	10.2	173	12	249.0	225.2	610.1
機械検査工	(男)	44.6	15.2	171	25	333.7	271.0	1221.4
機械修理工	(男)	40.0	11.7	168	15	307.9	277.4	821.1
重電機器組立工	(男)	37.8	7.6	150	19	277.7	247.1	394.8
半導体チップ製造工	(男)	34.3	1.6	157	20	294.9	254.3	0.0
自動車整備工	(男)	34.3	10.3	171	19	292.7	256.8	824.8
パン･洋生菓子製造工	(男)	50.1	7.6	163	19	259.6	231.1	326.9
ミシン縫製工	(女)	52.3	14.9	177	20	203.4	180.8	165.6
家具工	(男)	39.9	7.2	175	17	250.6	223.6	617.5
紙器工	(男)	45.4	16.1	163	9	270.7	254.1	293.1
オフセット印刷工	(男)	34.8	9.3	156	32	356.4	283.1	529.9
合成樹脂製品成形工	(男)	38.7	11.2	167	21	304.7	251.5	445.6
機械製図工	(男)	39.6	10.0	172	14	339.7	314.8	1470.8
クレーン運転工	(男)	41.9	10.9	184	19	348.0	310.5	712.9
建設機械運転工	(男)	45.5	12.9	186	16	382.9	356.0	378.2
電気工	(男)	36.7	13.7	182	9	268.2	253.3	723.6
鉄筋工	(男)	-	-	-	-	-	-	-
配管工	(男)	44.7	17.2	199	6	448.2	439.6	912.0
はつり工	(男)	-	-	-	-	-	-	-
土工	(男)	38.7	11.2	172	3	281.3	276.6	140.0
ビル清掃員	(男)	53.2	12.3	172	10	222.1	207.7	165.5
ビル清掃員	(女)	57.7	5.7	176	6	190.5	183.6	27.6

資料出所：賃金構造基本統計調査

新規学卒者の初任給額(山梨県)

新規学卒者の初任給額（事業所規模 10 人以上）　[第 18 表]

区分 / 年	男性							女性						
	高卒		高専・短大卒		大卒		大学院修士課程修了	高卒		高専・短大卒		大卒		大学院修士課程修了
	金額(千円)	上昇率(%)	金額(千円)	上昇率(%)	金額(千円)	上昇率(%)	金額(千円)	金額(千円)	上昇率(%)	金額(千円)	上昇率(%)	金額(千円)	上昇率(%)	金額(千円)
平成 22 年	160.5	1.7	162.7	-3.4	189.4	-2.2	214.8	153.9	-0.1	162.6	-2.8	194.2	2.9	214.8
平成 23 年	168.0	4.7	176.2	8.3	200.1	5.6	220.3	160.3	4.2	161.7	-0.6	199.2	2.6	225.7
平成 24 年	157.8	-6.1	170.0	-3.5	185.8	-7.1	221.9	162.1	1.1	166.0	2.7	198.1	-0.6	210.7
平成 25 年	160.6	1.8	172.0	1.2	192.8	3.8	213.8	145.8	-10.1	163.8	-1.3	189.3	-4.4	224.2
平成 26 年	166.1	3.4	173.9	1.1	197.3	2.3	219.2	162.4	11.4	185.7	13.4	197.5	4.3	201.5
平成 27 年	163.9	-1.3	172.2	-1.0	195.8	-0.8	229.8	153.6	-5.4	166.9	-10.1	186.5	-5.6	221.6
平成 28 年	164.9	0.6	173.5	0.8	204.5	4.4	232.5	154.2	0.4	181.6	8.8	190.2	2.0	220.0
平成 29 年	162.2	-1.6	179.8	3.6	207.1	1.3	227.8	158.1	2.5	167.3	-7.9	189.9	-0.2	227.2
平成 30 年	168.0	3.6	176.6	-1.8	204.7	-1.2	250.5	163.8	3.6	176.2	5.3	195.8	3.1	247.6
令和元年	170.2	1.3	184.5	4.5	204.2	-0.2	249.3	166.4	1.6	182.9	3.8	190.4	-2.8	226.0
全国 令和元年	168.9	1.4	184.7	1.0	212.8	1.3	239.0	164.6	1.4	183.4	1.7	206.9	2.1	238.3
東京都 令和元年	176.9	0.9	199.6	4.1	224.1	2.0	249.1	180.2	3.3	201.8	6.6	216.2	2.9	250.8

資料出所：賃金構造基本統計調査

学歴別平均初任給額　[第 19 表]

区分 / 年	高卒		専門卒		短大卒		大卒	
	初任給額(円)	対前回比(%)	初任給額(円)	対前回比(%)	初任給額(円)	対前回比(%)	初任給額(円)	対前回比(%)
平成 27 年	160,584	0.4	171,460	-1.1	171,688	-0.3	192,752	0.4
平成 28 年	161,442	0.5	171,583	0.1	172,153	0.3	192,922	0.1
平成 29 年	164,526	1.9	174,577	1.7	175,830	2.1	193,302	0.2
平成 30 年	164,844	0.2	176,490	1.1	176,825	0.6	197,278	2.1
令和元年	169,042	2.5	180,229	2.1	180,353	2.0	198,260	0.5

資料出所：甲府商工会議所「新卒者初任給調査」

新規学卒者の初任給(単純平均)　[第 20 表]　(単位：円)

区分 / 年	高校卒		専門学校卒		短大（含高専）卒		大学卒	
	技術系	事務系	技術系	事務系	技術系	事務系	技術系	事務系
平成 27 年	169,660	163,988	184,400	165,395	170,000	190,000	221,177	199,904
平成 28 年	163,169	170,080	165,611	177,000	-	207,500	201,025	195,255
平成 29 年	169,283	161,500	171,440	164,000	173,000	-	201,333	201,600
平成 30 年	173,015	162,033	184,921	167,125	164,890	197,167	195,163	195,478
令和元年	168,930	164,500	178,581	190,000	191,288	-	206,250	230,000

資料出所：山梨県中小企業団体中央会「労働事情実態調査」

令和元年 産業別初任給比較（事業所規模 10 人以上）[第 21 表]　(単位：千円)

区分＼産業		製造業	情報通信業	運輸業，郵便業	卸売業，小売業	金融業，保険業	宿泊業，飲食サービス業	医療，福祉	サービス業(他に分類されないもの)
男性	高卒	170.9	-	-	163.0	-	193.2	-	150.5
	高専･短大卒	185.7	190.5	190.8	186.3	-	190.2	-	150.0
	大卒	218.3	205.8	187.9	204.6	196.0	-	201.7	206.0
	大学院修士課程修了	255.1	213.3	225.0	-	-	-	-	-
女性	高卒	168.9	189.0	168.3	171.8	150.0	171.6	135.8	-
	高専･短大卒	182.7	196.9	-	160.0	165.0	181.7	188.8	-
	大卒	196.0	216.2	185.4	206.9	190.7	204.9	174.0	205.0
	大学院修士課程修了	231.0	-	-	216.0	-	-	-	-

資料出所：賃金構造基本統計調査

令和元年 業種別平均初任給額　[第 22 表]　(単位：円)

区分＼業種	製造･加工業	卸･小売業	建設業	金融･保険業	サービス･飲食業	その他の業種
大学卒	200,168	195,246	200,015	191,872	206,030	193,896
短大卒	179,033	181,738	182,442	162,000	188,314	180,100
専門卒	178,646	180,437	181,882	162,000	189,221	179,367
高校卒	165,352	175,263	174,022	146,250	177,318	167,965

資料出所：甲府商工会議所「新卒者初任給調査」

令和元年　企業規模別初任給比較　[第 23 表]　(単位：千円)

区分＼企業規模	男性				女性			
	高卒	高専･短大卒	大卒	大学院修士課程修了	高卒	高専･短大卒	大卒	大学院修士課程修了
企業規模計(10 人以上)	170.2	184.5	204.2	249.3	166.4	182.9	190.4	226.0
10～99 人	168.9	175.0	203.2	206.3	161.6	181.9	180.7	-
100～999 人	167.7	184.5	197.3	221.0	168.0	187.8	188.3	222.5
1000 人以上	173.0	194.4	210.7	261.1	169.6	181.7	204.2	233.0

資料出所：賃金構造基本統計調査

令和元年　従業員の規模別初任給（単純平均）　[第 24 表]　(単位：円)

区分＼従業員規模	高校卒		専門学校卒		短大（含高専）卒		大学卒	
	技術系	事務系	技術系	事務系	技術系	事務系	技術系	事務系
1～9人	-	-	-	-	-	-	-	-
10～29 人	160,880	167,750	182,034	-	-	-	220,000	230,000
30～99 人	176,650	162,333	178,500	-	191,288	-	200,000	-
100～300 人	164,628	-	172,000	190,000	-	-	185,000	-

資料出所：山梨県中小企業団体中央会「労働事情実態調査」

山梨県の産業別パート労働者の比率

事業所規模５人以上　〔第25表〕

区分 産業	平成29年平均			平成30年平均			令和元年平均		
	常用労働者数 (人)	内ﾊﾟｰﾄ労働者数 (人)	比率 (%)	常用労働者数 (人)	内ﾊﾟｰﾄ労働者数 (人)	比率 (%)	常用労働者数 (人)	内ﾊﾟｰﾄ労働者数 (人)	比率 (%)
調査産業計	276,121	87,922	31.8	287,343	93,185	32.4	291,739	95,144	32.6
建設業	12,757	633	4.9	14,887	884	5.9	15,651	397	2.5
製造業	69,095	12,522	18.1	68,100	10,308	15.1	69,978	10,362	14.8
情報通信業	5,261	296	5.6	4,152	228	5.5	3,649	405	11.1
運輸業，郵便業	13,776	3,585	26.0	14,666	4,453	30.1	13,333	2,981	22.5
卸売業，小売業	45,858	24,479	53.4	50,908	31,164	61.2	51,755	31,576	61.0
金融業，保険業	7,800	820	10.5	7,247	992	13.7	6,773	1,101	16.3
宿泊業，飲食サービス業	27,547	19,083	69.2	26,113	18,172	69.6	24,728	18,978	76.7
教育，学習支援業	18,117	5,248	28.9	19,928	3,783	19.0	20,562	3,129	15.2
医療，福祉	38,611	8,967	23.2	41,343	12,256	29.6	44,532	14,272	32.1
複合サービス事業	38,611	8,967	23.2	4,527	767	16.9	5,275	1,269	24.0
サービス業(他に分類されないもの)	13,858	3,938	28.4	14,805	2,838	19.2	14,759	5,325	36.1

うち男性　〔第26表〕

区分 産業	平成29年平均			平成30年平均			令和元年平均		
	常用労働者数 (人)	内ﾊﾟｰﾄ労働者数 (人)	比率 (%)	常用労働者数 (人)	内ﾊﾟｰﾄ労働者数 (人)	比率 (%)	常用労働者数 (人)	内ﾊﾟｰﾄ労働者数 (人)	比率 (%)
調査産業計	146,456	23,867	16.3	148,986	24,449	16.4	146,535	23,041	15.7
建設業	10,702	290	2.7	12,705	561	4.4	13,009	232	1.8
製造業	46,154	2,560	5.6	47,468	2,383	5.0	47,803	2,013	4.2
情報通信業	3,817	146	3.8	2,828	70	2.4	2,109	23	1.1
運輸業，郵便業	11,283	1,769	15.7	11,315	2,424	21.3	11,473	2,136	18.6
卸売業，小売業	20,980	6,450	30.8	21,292	7,633	35.9	20,326	6,885	33.9
金融業，保険業	3,651	140	3.8	3,580	136	3.8	2,780	96	3.5
宿泊業，飲食サービス業	10,189	5,413	53.0	9,498	5,143	54.1	7,417	4,545	61.3
教育，学習支援業	6,572	1,679	24.8	8,171	1,445	17.7	8,729	1,209	13.9
医療，福祉	11,450	1,593	13.9	9,500	1,402	14.8	11,494	2,049	17.8
複合サービス事業	1,968	86	4.4	2,924	163	5.6	3,509	552	15.7
サービス業(他に分類されないもの)	8,221	972	11.8	8,889	779	8.8	7,971	1,436	18.1

うち女性　〔第27表〕

区分 産業	平成29年平均			平成30年平均			令和元年平均		
	常用労働者数 (人)	内ﾊﾟｰﾄ労働者数 (人)	比率 (%)	常用労働者数 (人)	内ﾊﾟｰﾄ労働者数 (人)	比率 (%)	常用労働者数 (人)	内ﾊﾟｰﾄ労働者数 (人)	比率 (%)
調査産業計	129,665	64,055	49.4	138,357	68,736	49.7	145,203	72,103	49.7
建設業	2,055	343	16.3	2,182	323	14.8	2,640	165	6.3
製造業	22,942	9,962	43.3	20,631	7,925	38.4	22,175	8,349	37.6
情報通信業	1,444	150	10.3	1,325	158	12.2	1,539	382	24.7
運輸業，郵便業	2,493	1,816	72.8	3,352	2,029	60.4	1,860	845	45.5
卸売業，小売業	24,878	18,029	72.4	29,615	23,531	79.5	31,429	24,691	78.6
金融業，保険業	4,148	680	16.4	3,667	856	23.2	3,992	1,005	25.1
宿泊業，飲食サービス業	17,357	13,670	78.7	16,615	13,029	78.4	17,311	14,433	83.3
教育，学習支援業	11,545	3,569	31.0	11,756	2,338	19.9	11,833	1,920	16.2
医療，福祉	27,162	7,374	27.2	31,843	10,854	34.1	33,036	12,223	37.0
複合サービス事業	1,255	309	24.6	1,603	604	37.7	1,766	717	40.6
サービス業(他に分類されないもの)　新分類	5,637	2,966	53.0	5,916	2,059	34.8	6,788	3,889	57.1

資料出所：毎月勤労統計調査

山梨県の短時間労働者の賃金

山梨県の女性短時間労働者の１時間当たりの賃金　〔第28表〕　(円)

企業規模	産　業	平成２６年	平成２７年	平成２８年	平成２９年	平成３０年	令和元年
５人～９人	産業計	1,026	1,125	978	992	1,084	1,184
	製造業	903	898	877	917	919	977
	卸売業･小売業	805	791	890	883	1,304	1,058
	宿泊業，飲食サービス業	1,018	882	837	825	902	1,153
	サービス業(他に分類されないもの)	934	999	971	1,164	869	1,465
	医療，福祉	1,312	1,645	1,218	1,411	1,161	1,378
企業規模計(10人以上)	産業計	993	1,005	1,014	1,004	1,033	1,058
	製造業	907	932	890	887	976	979
	卸売業･小売業	932	934	944	970	979	985
	宿泊業，飲食サービス業	911	922	922	909	939	1,033
	サービス業(他に分類されないもの)	923	913	1,024	952	984	1,000
	医療，福祉	1,235	1,178	1,264	1,215	1,252	1,264
全国企業規模計(10人以上)	産業計	1,012	1,032	1,054	1,074	1,105	1,127
	製造業	917	915	945	969	995	1,025
	卸売業･小売業	939	954	965	996	1,019	1,041
	宿泊業，飲食サービス業	912	930	943	966	1,002	1,021
	サービス業(他に分類されないもの)	989	1,002	1,033	1,062	1,083	1,092
	医療，福祉	1,231	1,257	1,258	1,258	1,287	1,318

山梨県の男性短時間労働者の１時間当たりの賃金　〔第29表〕　(円)

企業規模	産　業	平成２６年	平成２７年	平成２８年	平成２９年	平成３０年	令和元年
５人～９人	産業計	1,272	2,302	1,119	1,195	1,185	1,153
	製造業	1,050	1,248	1,210	1,118	1,096	1,105
	運輸業，郵便業	1,124	1,210	-	870	1,302	1,662
	卸売業･小売業	1,045	876	984	1,276	1,318	972
	宿泊業，飲食サービス業	865	893	973	926	919	909
	サービス業(他に分類されないもの)	1,226	1,211	1,104	937	1,072	1,507
企業規模計(10人以上)	産業計	1,053	1,038	1,076	1,114	1,153	1,120
	製造業	1,095	1,025	1,192	1,260	1,166	1,261
	運輸業，郵便業	935	1,121	1,055	992	1,224	1,121
	卸売業･小売業	1,038	1,017	1,055	1,112	1,082	1,050
	宿泊業，飲食サービス業	918	1,001	928	894	936	1,130
	サービス業(他に分類されないもの)	1,013	982	1,139	1,047	1,033	1,074
全国企業規模計(10人以上)	産業計	1,120	1,133	1,134	1,154	1,189	1,207
	製造業	1,186	1,141	1,153	1,204	1,230	1,252
	運輸業，郵便業	1,132	1,168	1,157	1,209	1,260	1,276
	卸売業･小売業	1,012	1,008	1,021	1,043	1,068	1,085
	宿泊業，飲食サービス業	941	960	968	990	1,033	1,052
	サービス業(他に分類されないもの)	1,136	1,127	1,154	1,169	1,202	1,188

＊「短時間労働者」とは、１日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い、又は１日の所定内労働時間が一般の労働者と同じでも１週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいい、「パートタイム労働者と同じ定義である。

＊平成27年以降の結果は、平成25年10月に改定された日本標準産業分類で集計しているが、大分類の変更はない。

資料出所：賃金構造基本統計調査

山梨県の女性短時間労働者の産業別１時間当たりの所定内給与額の推移（企業規模計）

〔第３図〕

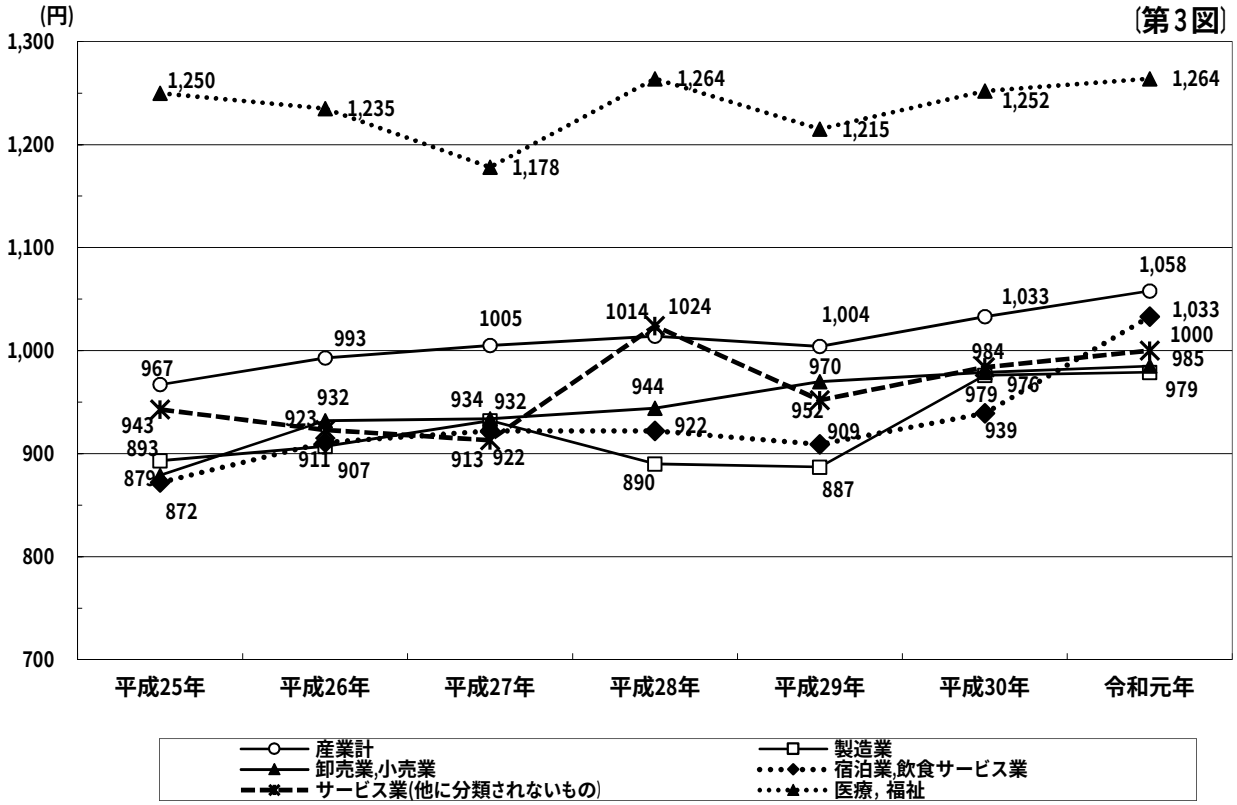

山梨県の男性短時間労働者の産業別１時間当たりの所定内給与額の推移（企業規模計）

〔第４図〕

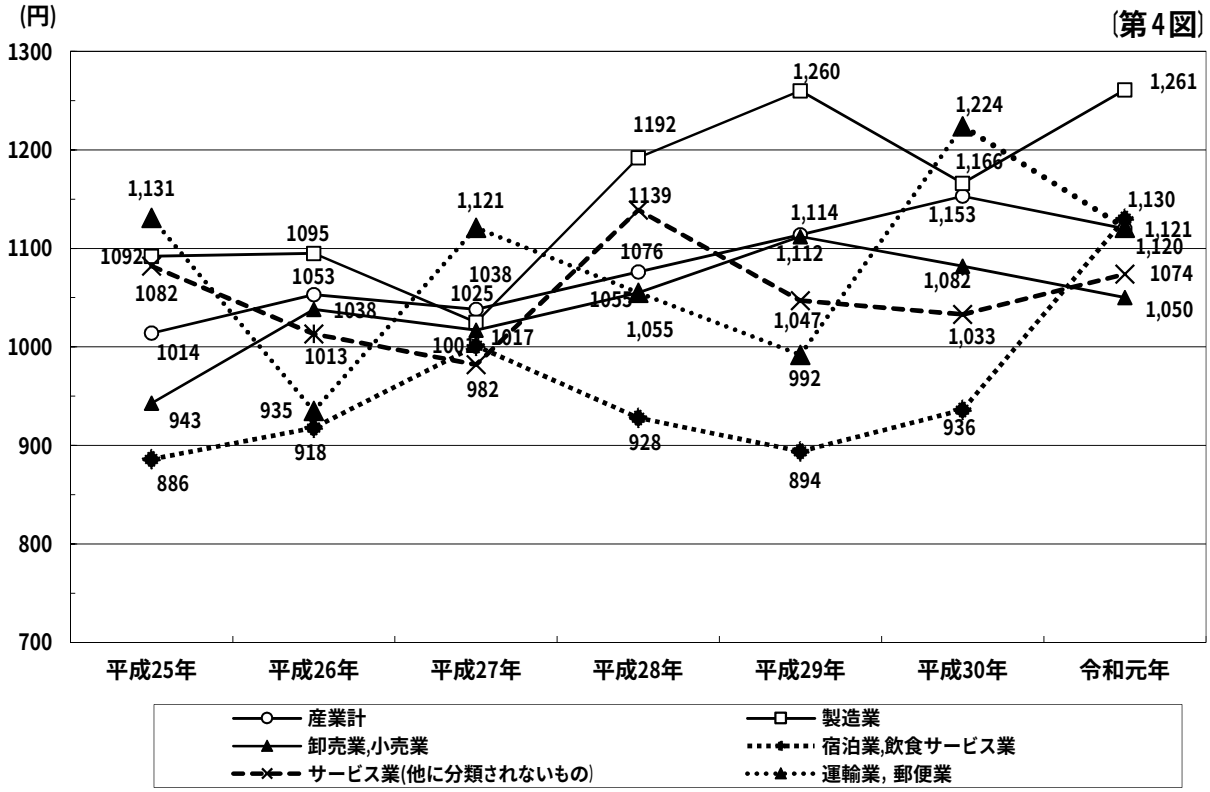

資料出所：賃金構造基本統計調査

女性短時間労働者の産業別１時間当たりの平均所定内給与額の推移(全国)

産業別　〔第 30 表〕　(円)

産業 / 年	産業計	製造業	卸売業，小売業	金融・保険業	宿泊業，飲食サービス業	医療，福祉	サービス業(他に分類されないもの)
平成23年	988	897	921	1,131	890	1,221	963
平成24年	1,001	895	940	1,162	901	1,224	990
平成25年	1,007	904	941	1,173	899	1,249	965
平成26年	1,012	917	939	1,168	912	1,231	989
平成27年	1,032	915	954	1,220	930	1,257	1,002
平成28年	1,054	945	965	1,234	943	1,258	1,080
平成29年	1,074	969	996	1,280	966	1,258	1,062
平成30年	1,105	995	1,019	1,355	1,002	1,287	1,083
令和元年	1,127	1,025	1,041	1,430	1,021	1,318	1,092

資料出所：賃金構造基本統計調査

企業規模別　〔第 31 表〕　(円)

規模 / 年	5～9人	規模計(10人以上)	10～99人	100～999人	1，000人以上
平成23年	1,011	988	988	990	986
平成24年	1,045	1,001	1,002	1,005	998
平成25年	1,081	1,007	997	1,021	1,005
平成26年	1,026	1,012	1,001	1,031	1,007
平成27年	1,077	1,032	1,032	1,045	1,025
平成28年	1,153	1,054	1,037	1,071	1,055
平成29年	992	1,074	1,055	1,092	1,077
平成30年	1,160	1,105	1,082	1,124	1,109
令和元年	1,192	1,127	1,115	1,133	1,131

資料出所：賃金構造基本統計調査

女性短時間労働者の1時間当たりの平均所定内給与額の推移(全国)

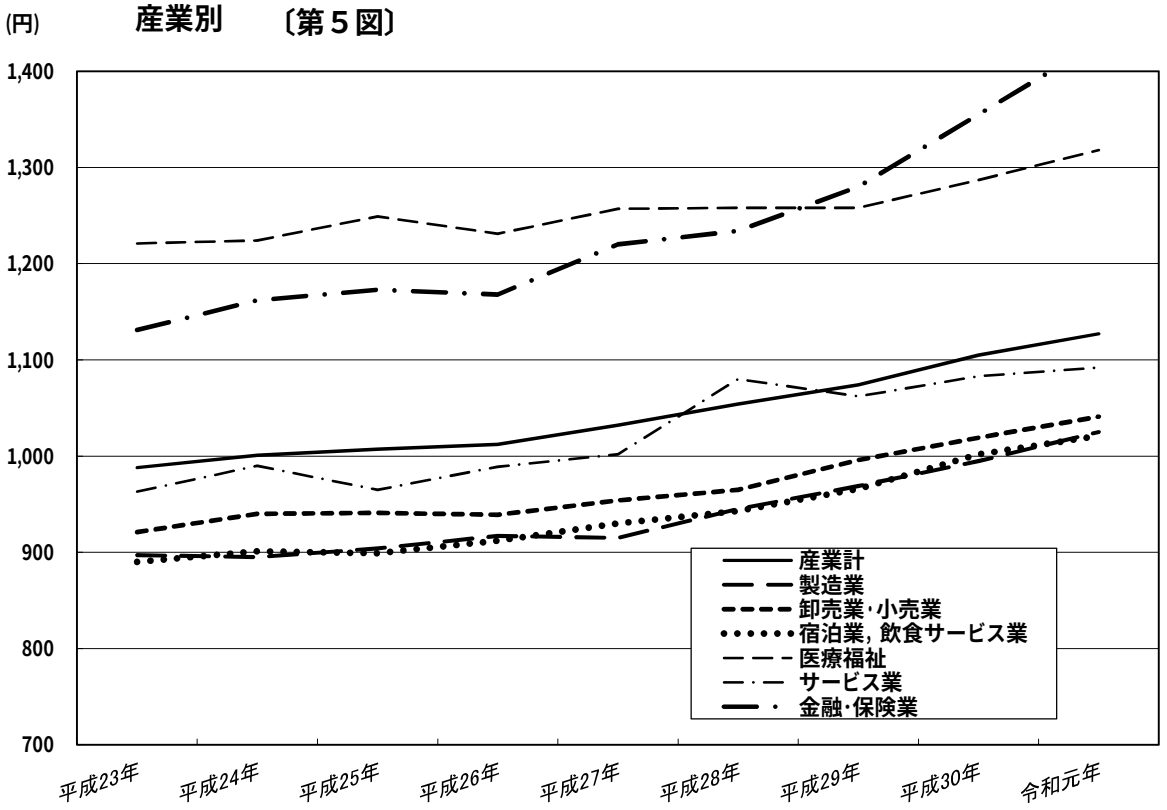

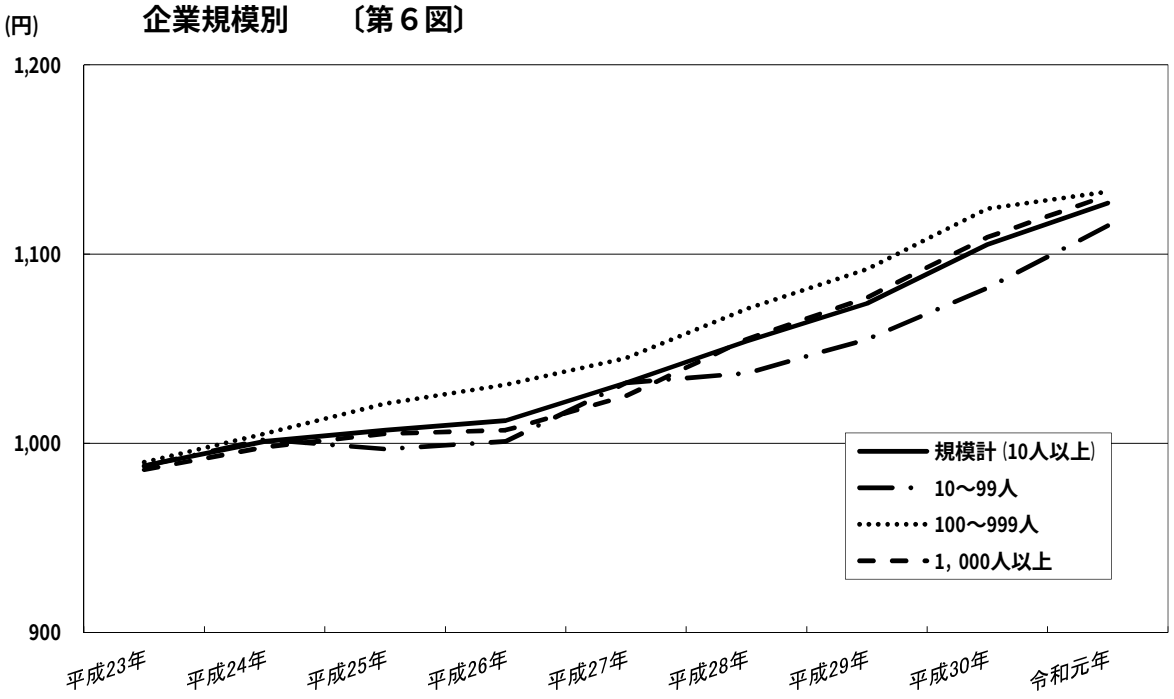

資料出所：賃金構造基本統計調査

世帯人員別標準生計費

甲府市　〔第32表〕　（円）

年＼世帯人員	1　人	2　人	3　人	4　人	5　人
平成22年	123,930	194,630	212,360	230,110	247,830
平成23年	114,230	160,040	183,110	206,170	229,220
平成24年	102,220	161,340	182,750	204,180	225,580
平成25年	111,540	155,180	177,790	200,370	222,980
平成26年	120,910	187,290	207,780	228,290	248,790
平成27年	101,040	142,020	168,280	194,520	220,780
平成28年	143,060	193,750	209,700	225,650	241,610
平成29年	126,030	197,480	216,710	235,960	255,180
平成30年	100,440	135,610	169,960	204,300	238,660
令和元年	102,690	123,450	158,190	192,910	227,670

〔第７図〕

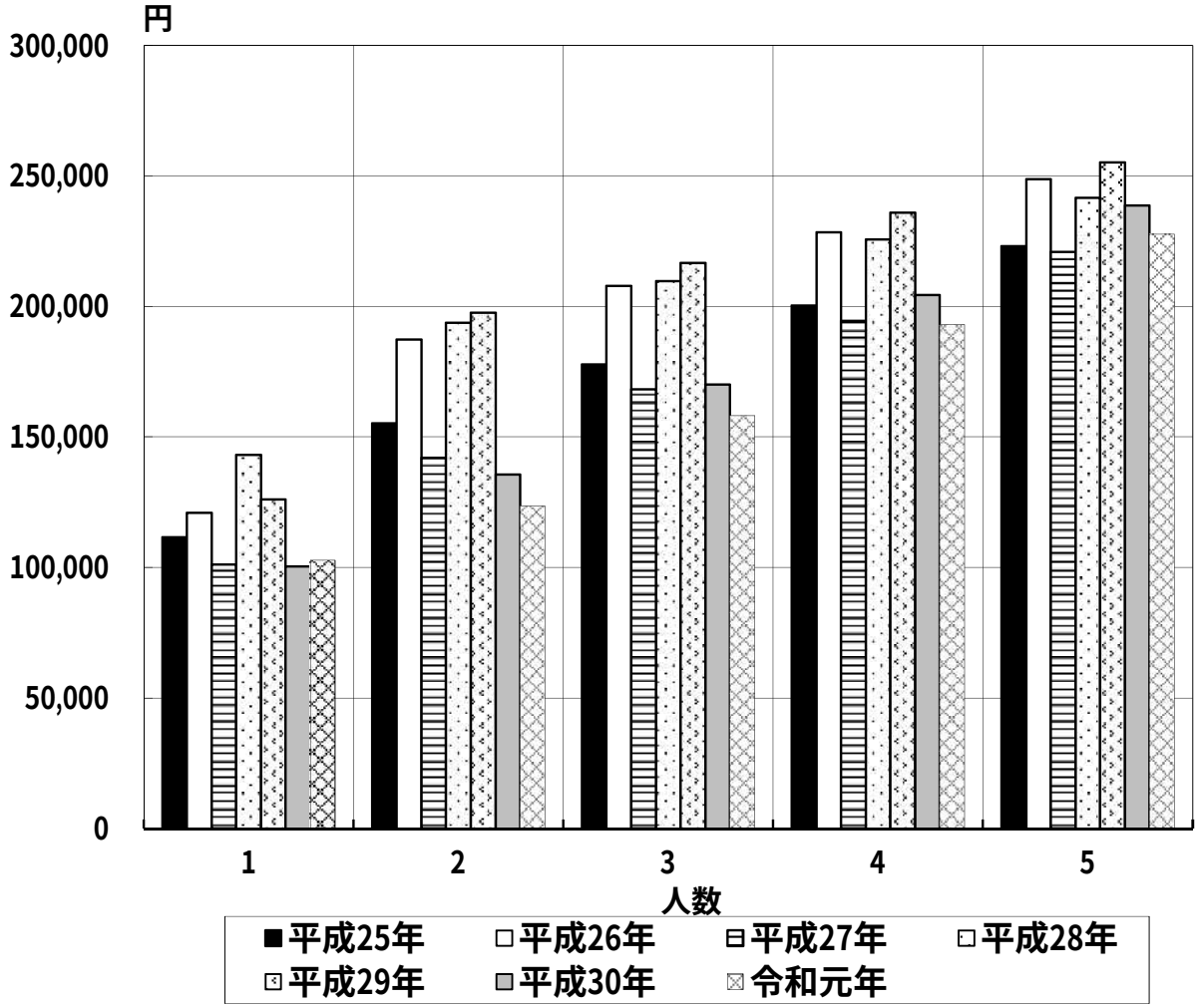

資料出所：山梨県人事委員会

全　国　〔第33表〕　（円）

年＼世帯人員	1　人	2　人	3　人	4　人	5　人
平成22年	123,360	191,130	210,360	229,600	248,830
平成23年	117,390	169,340	196,930	224,520	252,090
平成24年	117,540	175,850	201,950	228,050	254,160
平成25年	120,800	168,720	195,220	221,680	248,150
平成26年	121,200	179,580	199,600	219,630	239,660
平成27年	114,720	158,890	187,120	215,350	243,580
平成28年	115,530	170,520	196,470	222,440	248,420
平成29年	116,560	178,940	199,260	219,620	239,940
平成30年	116,930	150,690	186,520	222,350	258,160
令和元年	120,190	137,290	176,770	216,230	255,720

資料出所：人事院

東京都　〔第34表〕　（円）

年＼世帯人員	1　人	2　人	3　人	4　人	5　人
平成22年	144,450	219,030	245,750	272,490	299,220
平成23年	137,280	196,050	230,430	264,810	299,170
平成24年	135,860	199,700	231,440	263,200	294,910
平成25年	144,130	199,030	230,180	261,300	292,450
平成26年	142,150	204,760	226,250	247,750	269,260
平成27年	142,210	197,030	233,680	270,320	306,950
平成28年	139,590	203,550	235,800	268,060	300,310
平成29年	147,400	221,680	250,490	279,300	308,070
平成30年	153,910	192,730	244,370	296,040	347,690
令和元年	135,850	153,100	197,090	241,080	285,080

資料出所：東京都人事委員会

（注）標準生計費とは、標準世帯が標準的な生活をするのにかかる1か月の費用を算定したもの。世帯の構成は以下の通り。

１人
２人　　夫婦　　（夫のみ就業）
３人　　夫婦と子供１人（　　〃　　）
４人　　夫婦と子供２人（　　〃　　）
５人　　夫婦と子供３人（　　〃　　）

Ⅲ　山梨県における最低賃金の概況

最低賃金制度の概要

(1)　目　　的

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が最低額を定め、使用者はその金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度である。仮に、最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは無効とされ、最低賃金額と同じ定めをしたものとみなされる。

最低賃金制度は、第一義的には一定水準を下回る低賃金を解消して、労働条件の改善を図ることが目的であるが、あわせて、労働力の質的向上や企業間の公正競争を確保する機能等も期待され、国民経済の健全な発展に寄与することをねらいとしている。

(2)　決 定 方 法

最低賃金は、あまねく全国各地域について決定されており、最低賃金審議会の調査審議に基づいて決定する審議会方式がとられている。

この審議会方式は、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、一定の産業、職業又は地域について、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときに、公益、労働者及び使用者の各側を代表する同数の委員で構成する最低賃金審議会に調査審議を求め(諮問)、その意見(答申)を尊重して決定するものである。

なお、最低賃金には地域別最低賃金と特定最低賃金とがあるが、後者は決定の申出があった場合、まず、その必要性の有無を審議し、必要性が有る場合は諮問することとされている。

最低賃金審議会においては、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分に参考にしながら審議が行われ、地域別最低賃金は、毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地域の実情も踏まえ地方最低賃金審議会の調査審議を経て、最低賃金額の決定又は改正の答申が行われている。また、特定最低賃金は、労使の申出に基づき地方最低賃金審議会が必要と認めた場合に地方最低賃金審議会の調査審議を経て最低賃金額の決定又は改正の答申が行われている。

最低賃金は、①労働者の生計費②労働者の賃金③通常の事業の賃金支払能力の３つの要素を総合的に勘案して定めるものとされており、①を考慮するに当たっては、労働者が文化的で最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

(3)　適用使用者及び適用労働者

地域別最低賃金(都道府県名を冠して「山梨県最低賃金」と呼ぶ。)は、産業や職種にかかわりなく県内の労働者を一人以上使用しているすべての使用者と、その事業場で働く常用・臨時・パートタイム労働者などすべての労働者に適用される。ただし、公務員等については一部適用が除外されている。**(第１表・第５表参照)**

また、特定最低賃金は、県内の「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」及び「自動車・同附属品製造業」に働く基幹的労働者に適用されるが、一部の者は適用除外され、山梨県最低賃金の適用を受けることになる。**(第２表参照)**

なお、地域別と特定の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、その金額の高い方の最低賃金が適用されることになる。

(4)　対 象 賃 金

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られる。具体的には実際に支払われる賃金から、次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となる

①　臨時に支払われる賃金(結婚手当など)

②　１か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

③　所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)

④　所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)

⑤　午後 10 時から午前５時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)

⑥　一定期間の所定労働日において、遅刻、早退、欠勤等の事故が一定回数以下の労働者に対して支払われる賃金(精皆勤手当など)

⑦　使用者が通勤費を補助するために通勤労働者に対して支払われる賃金(通勤手当など)

⑧　扶養家族のある労働者に対して支払われる賃金(家族手当など)

(5)　比較・換算

最低賃金は、平成 14 年から、時間額のみで示されているが、時間給制や月給制などの賃金制度に関係なく全ての労働者に適用される。

実際の賃金が最低賃金を上回っているかどうかを確認するには、家族手当などの除外賃金を差し引いた賃金額と、適用される最低賃金額を次の方法で比較する。

①　時間給の場合 …… 時間給≧最低賃金

②　日給の場合 …… 日給を１日の所定労働時間(日によって所定労働時間が異なる場合は１週間の１日平均所定労働時間)で除した金額≧最低賃金

③　時間給、日給以外の場合 …… 賃金額を時間当たりの金額に換算して比較

(6)　最低賃金の減額の特例許可

最低賃金は、できるだけ広範囲の労働者に適用することが望ましいが、心身等の障害により著しく労働能力の低い人や試用期間中の人などのように、一般の労働者と労働能力などが異なるため、最低賃金を画一的に適用すると雇用機会を狭くする可能性がある。最低賃金の適用が必ずしも適当でないと認められる労働者は次の①から⑤である。

①精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者

②試の使用期間中の者

③基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうち省令で定める者

④軽易な業務に従事する者

⑤断続的労働に従事する者

使用者が労働局長の許可を受けたときは、労働能力その他の事情を考慮して最低賃金額から一定の減額率を乗じて得た額を減額した額により最低賃金の効力の規定を適用するという制度が認められている。

減額の特例許可を受けようとする場合は、所定様式による申請書を所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出することとされている。

山梨県内に適用されている最低賃金

①地域別最低賃金

第1表

	時間額 (発効年月日)	適用の範囲
山梨県 最低賃金	837円 (01.10.1)	産業や職種に関わりなく、山梨県内で働く常用・臨時・パートなどすべての労働者と、労働者を一人でも使用しているすべての使用者に適用されます。 ただし、下記の2業種は該当する特定（産業別）最低賃金が適用されます。

②特定最低賃金

第2表

	時間額 (発効年月日)	適用の範囲 (平成25年10月改定日本標準産業分類による)	特定最低賃金から適用除外され、地域別最低賃金が適用されるもの
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	913円 (02.1.12)	山梨県の区域内で、次の産業を営む使用者及び使用者に使用される労働者 (1)電子部品・デバイス・電子回路製造業 (2)電気機械器具製造業 (3)情報通信機械器具製造業 (4)純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）	次の者を除く（ただし、山梨県最低賃金が適用されます。） (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの（技能養成の内容、実施期間が明確で、かつ、計画性をもち、担当者又は責任者が定められていること等一定の要件を具備している技能養成の対象者に限る。） (3)次に掲げる業務に主として従事する者 「業務に主として従事する者」とは、次の①から③の業務に従事する時間が当該労働者の月間総実労働時間の半分以上を占めているものをいうこと。 ① 清掃又は片付けの業務 ② 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う取付け、組線、バリ取り、かしめ、巻線又は穴あけの業務 ③ 手作業により行う熟練を要しない軽易な目視による選別・検数、材料若しくは部品の運搬・取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め又はラベル貼りの業務
自動車・同附属品製造業	918円 (01.12.12)	山梨県の区域内で、次の産業を営む使用者及び使用者に使用される労働者 (1)自動車・同附属品製造業 (2)(1)に掲げる産業において管理,補助的経済活動を行う事業所 (3)純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。）	次の者を除く（ただし、山梨県最低賃金が適用されます。） (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの(技能養成の内容、実施期間が明確で、かつ、計画性をもち、担当者又は責任者が定められていること等一定の要件を具備している技能養成の対象者に限る。） (3)次に掲げる業務に主として従事する者 「業務に主として従事する者」とは、次の①から③の業務に従事する時間が当該労働者の月間総労働時間の半分以上を占めているものをいうこと。 ① 清掃又は片付けの業務 ② 手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う熟練を要しないバリ取り、取付け、穴あけ、レッテル貼り・ラベル貼り又はかしめの業務（これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。） ③ 手作業により行う熟練を要しない検数、供給取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め、選別又はマスキングの業務（これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。）

＜産業分類決定上の留意事項＞

特定最低賃金の適用範囲は、それぞれの最低賃金決定の際に原則として日本標準産業分類を用いて定めている。 **(別図１「特定最低賃金の適用業種」参照)**

個別事業場の産業分類決定上留意すべき事項は次のとおりである。

① 日本標準産業分類における分類要素は、当該事業場の経済活動(生産される物、提供されるサービス)の種類によることを原則としているので、一事業場内での複数の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、主要な経済活動(収入額または販売額の多いもの)によって決定する。

② 同一企業の工場・出張所等であっても、それが一事業場と認められる限りその実態によって一事業として決定する。

③ ただし、主として管理事務を行う本社、支社、出張所等は管理する全事業場を通じての主要な経済活動に着目して分類する。（労基法の区分と異なる場合が多いので注意を要する。）

[例]電気機械器具の製造を行う企業について、本社・製造工場・販売店(家庭消費者に直接販売する)がそれぞれ別の場所にある場合、本社・製造工場は電気機械器具(等)製造業としての最低賃金が適用され、販売店は地域別最低賃金が適用される。

④ 派遣元事業場と派遣先事業場とが異なる都道府県にある場合、派遣元事業場と派遣先事業場とが異なる産業に属する場合には、派遣元事業場と派遣先事業場とで適用される最低賃金が異なることがあるが、いずれの場合であっても、派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用される。

⑤ 会社として事業活動を行う一方、経営権を取得した子会社に対する管理機能を持つ、いわゆる事業持株会社である事業所は、当該事業所の主たる経済活動が会社の管理業務である場合には、主として管理業務を行う本社の場合に準じて産業を決定するが、経営権を取得した会社に対する管理機能（経営戦略の立案・推進、経営の管理・指導、経営資源の最適配分等）が中心の事業を行う、いわゆる純粋持株会社である事業所は、大分類「L－学術研究、専門・技術サービス業」の「純粋持株会社（7282)」に分類する。

別図1　特定最低賃金の適用業種

日本標準産業分類

28　電子部品・デバイス・電子回路製造業
29　電気機械器具製造業
30　情報通信機械器具製造業

→ 山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 **913円**

31　輸送用機械器具製造業

311　自動車・同附属品製造業

→ 山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金 **918円**

(注１)　平成 25 年１０月改定の日本標準産業分類による。
(注２)　産業分類番号２桁は中分類、３桁は小分類を示す。

山梨県特定最低賃金が適用される主な産業

第3表

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

日本標準産業分類（第13回改定・平成26年4月1日施行）の名称等		
分類番号	産業名	主な産業名の例示
E28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	
E280	管理，補助的経済活動を行う事業所（28電子部品・デバイス・電子回路製造業）	
E281	電子デバイス製造業	
E2811	電子管製造業	真空管(通信用)、X線管、水銀整流管、光電管、バラスト管、マイクロ波管など
E2812	光電変換素子製造業	発光ダイオード、フォトカプラ、インタラプタなど
E2813	半導体素子製造業(光電変換素子を除く)	ダイオード、トランジスタ、サイリスタ、サーミスタなど
E2814	集積回路製造業	半導体集積回路、薄膜集積回路、混成集積回路、超小型構造集積回路
E2815	液晶パネル・フラットパネル製造業	液晶パネル、プラズマパネル、液晶素子
E282	電子部品製造業	
E2821	抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業	抵抗器、コンデンサ、変成器、電子機器用小型電源変圧器、電子機器用蓄電器など
E2822	音響部品・磁気ヘッド・小型モーター製造業	スピーカー部品、マイクロホン部品、イヤホン部品、ヘッドホン部品、磁気ヘッド、小型モータ(入力電力3ワット未満)
E2823	コネクタ・スイッチ・リレー製造業	コネクタ(配線機器具)、 スイッチ(配線器具、電力用開閉器を除く)、 リレー
E283	記録メディア製造業	
E2831	半導体メモリメディア製造業	SDメモリーカード、メモリースティック、コンパクトフラッシュ、xDピクチャーカード
E2832	光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業	光ディスク、CD・R/RW、DVD・R/RW/RAM、磁気ディスク、フレキシブルディスク、MO,オーディオ用テープ、ビデオ用テープ、コンピューター用テープ
E284	電子回路製造業	
E2841	電子回路基板製造業	プリント配線板、モジュール基板
E2842	電子回路実装基板製造業	プリント配線実装基板、モジュール実装基板など
E285	ユニット部品製造業	
E2851	電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業	スイッチング電源、放送(通信)受信チューナユニット、分配・分岐・混合・分波・整合器、ブースタユニット、コンバータユニット、エアコンユニット、選局ユニット、タイマユニット、モジュレータユニットなど
E2859	その他のユニット部品製造業	紙幣識別ユニット、硬貨区分ユニット、液晶表示ユニット　など
E289	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	電力用を除く整流器・ダイヤル・プラグ・ジャック、磁性材部分品、雑音防止、テレビ画面安定器、共振子・発振子、フィルタ、ソケット、センサなど
L7282	純粋持株会社	
E29	電気機械器具製造業	
E290	管理，補助的経済活動を行う事業所（29電気機械器具製造業）	
E291	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業	
E2911	発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業	一般産業用及び鉄道車両，船舶用の電動機，発電機並びに電動機，内燃機関，蒸気機関，蒸気タービンなどによりく動される発電装置，その他の回転電気機械。 ただし，内燃機関用電動機，発電機はE2922。 例：発電機；電動発電機；回転変流機；ターボゼネレータ
E2912	変圧器類製造業(電子機器用を除く)	送配電用及び機器用の変圧器類。 無線周波及び低周波変成器，チョークコイルなどの電子機器用変成器はE2821。 例：変圧器（送配電用，機器用，シグナル用）；ネオン変圧器；計器用変成器；リアクトル　；電圧調整器
E2913	電力開閉装置製造業	電力開閉装置

E2914	配電盤･電力制御装置製造業	遮断器，電気制御装置及び避雷装置。 主な製品は，配電盤，配電ばこ，継電器，自動調整装置，断路器，遮断器，制御器，避雷器，電力用ヒューズ装置など。 主としてリアクトル及び電圧調整器はE2912。 例：配電盤；遮断器；制御装置（車両用を含む）；起動器；抵抗器（電力用のもの）；継電器（電力用のもの）
E2915	配線機器･配線附属品製造業	配線器具（小形開閉器，点滅器，接続器，電球保持器など）、配線ばこ並びに部品（パネルボード，小形配線ばこ，ヒューズなど）。 陶磁器製絶縁材料はE2144に，ガラス絶縁材料はE2119に分類されるが，電線管接続附属品及び電鈴（ベル用変圧器を含む）は本分類に含まれる。電気照明器具はE2942。 例：開閉器；点滅器；接続器；電球保持器；鉄道用配線器具；パネルボード；小形配線 ばこ；ヒューズ；電線管接続附属品；ベル用変圧器；プラスチック製差込プラグ；スイッチ
E292	産業用電気機械器具製造業	
E2921	電気溶接機製造業	電弧溶接機；抵抗溶接機；電極保持具（溶接用） ガス溶接機はE2662
E2922	内燃機関電装品製造業	自動車及び航空機用スターターモータ及び発電機，点火用コイル，ディストリビュータ，充電機，磁石発電機，点火せん及び点火せん用結線装置などスターターモータ（自動車･航空機用）；航空機用電装品；点火せん･点火装置（内燃機関用）；電動機･発電機(内燃機関用）；電気式始動機；セルモータ、ワイヤハーネスなど
E2929	その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、運搬用を含む)	コンデンサ（電子機器用を除く）、電気窯炉、産業用電熱装置、電力変換装置、整流器、赤外線乾燥装置など
E293	民生用電気機械器具製造業	
E2931	ちゅう房機器製造業	電子レンジ、電磁調理器、電気がま、トースタ、ホットプレート、ジューサミキサ、ジャーポット、食器乾燥機、食器洗い機、電気冷蔵庫など
E2932	空調･住宅関連機器製造業	扇風機、換気扇、電気温水器、除湿器、家庭用エアコンディショナ、空気清浄機など。業務用エアコンディショナはE2535。
E2933	衣料衛生関連機器製造業	家庭用電気洗濯機、衣類乾燥機、電気アイロン、電気掃除機、ハンドクリーナーなど。営業用洗濯機、ドライクリーニング機、プレス機はE2721。
E2939	その他の民生用電気機械器具製造業	電気ストーブ、電気こたつ、電気毛布、電気カーペット、電気かみそり、電気マッサージ器具、ヘアドライヤ、家庭用生ごみ処理機など
E294	電球･電気照明器具製造業	
E2941	電球製造業	白熱電球、蛍光灯、写真フラッシュ用電球など
E2942	電気照明器具製造業	白熱電灯器具、放電灯器具、携帯電灯、発電ランプ及びこれら附属品
E295	電池製造業	
E2951	蓄電池製造業	蓄電池
E2952	一次電池(乾電池、湿電池)製造業	乾電池、湿電池、水銀電池、アルカリ電池
E296	電子応用装置製造業	
E2961	X線装置製造業	医療用･歯科用X線装置、X線探傷機など
E2962	医療用電子応用装置製造業	医療用粒子加速装置、医療用放射性物質応用装置、超音波画像診断装置、超音波ドプラ診断装置、磁気共鳴画像診断装置高周波･低周波治療器レーザー応用治療装置など
E2969	その他の電子応用装置製造業	粒子加速装置、放射性物質応用装置、高周波電力応用装置、超音波応用装置、電磁応用探知装置、レーザー装置、電子顕微鏡、水中聴音装置、高周波ミシン、電子応用測定装置（医療用を除く）など
E297	電気計測器製造業	
E2971	電気計測器製造業	電流計、電圧計、積算電力計、位相計、周波数計、検電計、音量計、電気動力計など
E2972	工業計器製造業	温度自動調節装置、圧力自動調節装置、流体自動調節装置、流体組成自動調節装置、液面調節装置、自動燃焼調節装置、ガス制御装置など
E2973	医療用計測器製造業	体温･血圧等検査用モニタ、生体磁気計測装置、心電･脳波･筋電等検査用モニタ、集中患者監視装置、新生児モニタ、多現象モニタ、分娩監視装置、呼吸機能検査機器、視覚機能検査機器、臨床化学検査機器、血液検査機器、心電計など
E299	その他の電気機械器具製造業	電球用口金、導入線、シリコンウエハ、モリブデン製品、電子用タングステン、永久磁石など
L7282	純粋持株会社	
E30	**情報通信機械器具製造業**	
E300	管理，補助的経済活動を行う事業所（30情報通信機械器具製造業）	
E301	通信機械器具･同関連機械器具製造業	

E3011	有線通信機械器具製造業	電話機、交換機、電信機、ファクシミリ、デジタル伝送装置、搬送装置、有線放送装置など
E3012	携帯電話機･PHS電話機製造業	携帯電話機･PHS電話機
E3013	無線通信機械器具製造業	ラジオ送信装置、テレビジョン放送装置、放送用テレビカメラ、無線送信機器、無線受信機器、ロラン装置、レーダ、着陸誘導装置、距離方位測定装置、気象観測装置、遠隔制御装置、無線応用航法装置、GPS装置、カーナビゲーションシステムなど
E3014	ラジオ受信機･テレビジョン受信機製造業	ラジオ受信機･テレビジョン受信機。ラジオ付カセットレコーダはE3023
E3015	交通信号保安装置製造業	電気信号装置、鉄道信号機、自動転てつ器、分岐器
E3019	その他の通信機械器具･同関連機械器具製造業	火災警報装置、盗難警報装置、発光信号装置、通報信号装置
E302	映像･音響機械器具製造業	
E3021	ビデオ機器製造業	磁気録画装置、画像再生装置、DVDプレーヤー、ビデオカメラ、防犯カメラなど
E3022	デジタルカメラ製造業	デジタルカメラなど
E3023	電気音響機械器具製造業	ステレオセット、ICレコーダ、ハイファイ用増幅器、オーディオディスクプレーヤ、カーステレオ、カラオケ、イヤホン、ヘッドホン、補聴器、マイクロホンなど
E303	電子計算機･同附属装置製造業	
E3031	電子計算機製造業(パーソナルコンピュータを除く)	アナログ形電子計算機、デジタル形電子計算機、電子会計機、半導体設計用装置
E3032	パーソナルコンピュータ製造業	パーソナルコンピュータ
E3033	外部記憶装置製造業	磁気ディスク装置、光ディスク装置、ディスクアレイ装置、内蔵型FDD、DVDマルチメディアドライブなど
E3034	印刷装置製造業	ラインプリンタ、ページプリンタなど
E3035	表示装置製造業	CRTディスプレイ、液晶ディスプレイ、スキャナー、端末装置、その他の入力装置など
E3039	その他の附属装置製造業	スキャナー、現金自動預け払い機
L7282	純粋持株会社	

第4表

自動車･同附属品製造業

日本標準産業分類（第13回改定･平成26年4月1日施行）の名称等		
分類番号	産業名	主な産業名の例示
E31	輸送用機械器具製造業	
E310	管理，補助的経済活動を行う事業所（E31輸送用機械器具製造業）	自動車･同附属品製造業に掲げる産業において管理補助的経済活動を行う事業所に限る。
E311	自動車･同附属品製造業	
E3111	自動車製造業(二輪自動車を含む)	各種自動車(二輪自動車を含む)の完成品及び自動車シャシーの製造並びに組立。構内運搬車両はE315 、トラクタはE26。
E3112	自動車車体･附随車製造業	乗用車、トラック、バスの車体の製造並びに車体のシャシーの組付け。
E3113	自動車部分品･附属品製造業	自動車用エンジン、ブレーキ、クラッチ、ラジエータ、変速機、トランスミッション、車輪、ワイパー、オイルフィルタ、方向指示器、自動車バルブ、カーエアコン、カーヒータ、クラクション、バックミラーなど。 タイヤ･チューブはE19、自動車用ガラスはE21、自動車用金物･自動車用スタンプ加工品はE24、ヘッドライト･点火装置･蓄電池はE29。
L7282	純粋持株会社	

（注）　自動車用ワイヤハーネス製造業の産業分類は、
中分類　Ｅ２９　電気機械器具製造業
小分類　Ｅ２９２　産業用電気機械器具製造業
細分類　Ｅ２９２２　内燃機関電装品製造業
に含まれる。

第5表

公務員のうち最低賃金法が適用されるもの

	名　　称	適用の有無	根拠条文等
国家公務員及び公団関係職員	① 一般職に属する職員 イ　下記ロ以外の職員 ロ　特定独立行政法人等（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第２条第４号の法人）の職員	 適用されない 適用される	 国家公務員法附則第 16 条 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第 37 条第１項第１号
	② 特別職に属する職員 イ　裁判所職員（裁判官及び裁判官の秘書を除く。） ロ　国会議員 ハ　自衛隊員 ニ　上記以外の職員 特別職に属する国家公務員（大臣、議員、裁判官、各種委員、秘書官等）	 適用されない 適用されない 適用されない 適用される	 裁判所職員臨時措置法１号による国家公務員法の準用 国会職員法第 45 条第１項 自衛隊法第 108 条 国家公務員法第２条５項 国家公務員法の規程は特別職に属する職にはこれを適用しない。
	③ 公団等関係職員	適用される	
地方公務員	① 一般職に属する職員 イ　下記ロ及びハ以外の職員 ロ　地方公営企業（地方公営企業等の労働関係に関する法律第３条第１号の企業）及び特定地方独立行政法人（地方公営企業等の労働関係に関する法律第３条第２号）の職員 ハ　地方公務員法第 57 条に規定する地方公営企業の職員以外の単純労働者	 適用されない 適用される 適用される	 地方公務員法第 58 条第１項 地方公営企業法第 39 条第１項（本法は、地方公営企業等の労働関係に関する法律第 17 条の規定によって、簡易水道事業の職員に準用される。）及び地方独立行政法人法第 53 条 地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第５項
	④ 特別職に属する職員 （特別職に属する地方公務員のうち、知事、副知事、議員、委員等については、その職務の性格上、給与が条例で定められており、実態的に最低賃金を適用する余地はない。）	適用される	地方公務員法第４条第２項

Ⅳ　最 低 賃 金 制 度 の 沿 革

山梨県の最低賃金の歴史

(1)　山梨県における最低賃金は、最低賃金法が施行された昭和 34 年７月に山梨地方最低賃金審議会が設置され、同年から業者間協定に基づく最低賃金いわゆる９条方式として、機械金属・織物・パン・菓子・貴金属・製材・印刷・和紙等の業種に最低賃金を新設した。

(2)　山梨県最低賃金(地域別最低賃金)については、昭和 46 年８月に初めて諮問を行い、昭和 47 年９月に答申、同年 11 月から効力が発生し、以降、毎年改正が行われている。

なお、昭和 53 年度以降においては中央最低賃金審議会から日額の引上げの目安額が示され、改正が行われている。

山梨県最低賃金改正の推移　　第6表

年	時間額(円)	日額(円)	引上率(%)	答申日	効力発生日	年	時間額(円)	日額(円)	引上率(%)	答申日	効力発生日
昭和47年	130	1,040	—	S 47. 9. 7	S 47.11.16	平成5年	568	4,537	3.09	H 5. 8. 9	H 5.10. 1
	(112)					平成6年	582	4,646	2.40	H 6. 8. 9	H 6.10. 1
	[120]					平成7年	595	4,752	2.28	H 7. 8. 9	H 7.10. 1
昭和48年	156	1,250	20.19	S 49. 2. 4	S 49. 3.27	平成8年	608	4,851	2.08	H 8. 8. 7	H 8.10. 1
	(135)					平成9年	622	4,957	2.19	H 9. 8. 7	H 9.10. 1
	[144]					平成10年	632	5,046	1.80	H 10. 8. 7	H 10.10. 1
昭和49年	206	1,648	31.84	S 50. 1.24	S 50. 3.22	平成11年	638	5,091	0.89	H 11. 8. 6	H 11.10. 1
昭和50年	239	1,910	15.90	S 50.12.11	S 51. 2.13	平成12年	643	5,131	0.79	H 12. 8. 9	H 12.10. 1
	(214)	(1,708)				平成13年	647	5,166	0.68	H 13. 8. 8	H 13.10. 1
昭和51年	261	2,086	9.21	S 51. 9.28	S 51.11.20	平成14年	647	—	0	H 14. 8. 7	H 14.10. 1
	(236)	(1,886)				平成15年	647	—	0	H 15. 8. 6	H 15.10. 1
昭和52年	286	2,287	9.64	S 52. 9. 3	S 52.10.28	平成16年	648	—	0.15	H 16. 8. 5	H 16.10. 1
昭和53年	304	2,432	6.34	S 53. 8.18	S 53.10.12	平成17年	651	—	0.46	H 17. 8. 5	H 17.10. 1
昭和54年	323	2,582	6.17	S 54. 8.17	S 54.10.10	平成18年	655	—	0.61	H 18. 8. 8	H 18.10. 1
昭和55年	346	2,761	6.93	S 55. 8.16	S 55.10.10	平成19年	665	—	1.53	H 19. 8.31	H 19.10.28
昭和56年	367	2,936	6.34	S 56. 8.13	S 56.10. 9	平成20年	676	—	1.65	H 20. 8.26	H 20.10.25
昭和57年	387	3,093	5.35	S 57. 8.15	S 57.10. 7	平成21年	677	—	0.15	H 21. 8. 5	H 21.10. 1
昭和58年	399	3,191	3.17	S 58. 8.15	S 58.10. 7	平成22年	689	—	1.77	H 22. 8.23	H 22.10.17
昭和59年	412	3,289	3.07	S 59. 8.13	S 59.10. 7	平成23年	690	—	0.15	H 23. 8.23	H 23.10.20
昭和60年	426	3,407	3.59	S 60. 8.13	S 60.10. 6	平成24年	695	—	0.72	H 24. 8. 6	H 24.10. 1
昭和61年	439	3,509	2.99	S 61. 8.12	S 61.10. 6	平成25年	706	—	1.58	H 25. 8.21	H 25.10.18
昭和62年	449	3,586	2.19	S 62. 8.12	S 62.10. 5	平成26年	721	—	2.12	H 26. 8. 5	H 26.10. 1
昭和63年	462	3,693	2.98	S 63. 8.11	S 63.10. 3	平成27年	737	—	2.22	H 27. 8. 5	H 27.10. 1
平成元年	481	3,843	4.06	H 1. 8. 8	H 1.10. 1	平成28年	759	—	2.99	H 28. 8. 5	H 28.10. 1
平成2年	504	4,028	4.81	H 2. 8. 8	H 2.10. 1	平成29年	784	—	3.29	H 29. 8.17	H 29.10.14
平成3年	528	4,224	4.87	H 3. 8. 8	H 3.10. 1	平成30年	810	—	3.32	H 30. 8. 7	H 30.10. 3
平成4年	551	4,401	4.19	H 4. 8. 7	H 4.10. 1	令和元年	837	—	3.33	R 1. 8. 5	R 1.10. 1

(注)（　）内は、座繰生糸製造業に係る繰糸、再繰又は煮繭に主として従事する者。
［　］内は、理容業又は美容業における理容師見習又は美容師見習の業務に従事する者。

(3)　産業別最低賃金については、新しい産業別最低賃金のあり方に対する考え方が、中央最低賃金審議会から 56 年、57 年答申として示された。山梨地方最低賃金審議会では、旧産業別最低賃金の改善について鋭意審議を重ねた結果、次のとおり改善に努めることにした。

すなわち、57 年度においては、18 歳未満及び 65 歳以上の労働者の適用除外及び、57、58、59 年の３年間にわたり業務・業種の整理を行うなど「わかりやすい最低賃金」を指向したが、その実施

は昭和 63 年度の新産業別最低賃金への移行以後となった。

昭和 61 年２月に中央最低賃金審議会から出された答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」によれば、地域別最低賃金がすでに成熟期を迎え、一定の金額水準に到達していることから、今後の産業別最低賃金は最低賃金法第 11 条の規定に基づく労働協約拡張適用方式と同法第 16 条の４の規定に基づく関係労使申出方式について設定されることとなった。

旧産業別最低賃金の年齢、業務、業種について計画的、段階的に適用除外を行いつつ検討を進め、必要と認められるものについては平成元年度まで新産業別最低賃金への転換を図ることとなった。

山梨地方最低賃金審議会においては、この答申の趣旨に沿って具体的な審議に入ったが、その経過は第７表のとおりである。

(4)　平成 14 年度には、中央最低賃金審議会の報告を受け、従来の日額時間額併用表示から時間額単独表示へ県内の全ての最低賃金が移行した。

(5)　最低賃金法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が、平成 19 年 12 月５日に公布され、平成 20 年７月１日から改正法が施行された。産業別最低賃金の名称は、特定最低賃金となり、この特定最低賃金については、最低賃金法の罰則の適用はないこととした。

また、改正法第９条第３項においては、地域別最低賃金と生活保護との関係について、生活保護に係る施策との整合性に配慮すると規定されたことにより、山梨県最低賃金と生活保護との比較を行い、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮することとなった。

(6)　特定最低賃金の適用除外の措置については、年齢及び一部の業務に関する適用除外を実施してきたが、平成 19 年８月 23 日及び同年 10 月 15 日の山梨地方最低賃金審議会において、基幹的労働者の範囲を見直し検討すべきであるという意見が出された。これを受けて、同審議会に「適用除外見直し検討拡大運営小委員会」を設置し、審議・検討を行い、その結論が「適用除外見直し検討拡大運営小委員会報告書」として取りまとめられ、平成 21 年３月 24 日に開催された第７回山梨地方最低賃金審議会において、全会一致で了承された。

これを踏まえ、新たな適用除外業務を加えた平成 21 年度特定最低賃金が発効となった。

第７表

特定（産業別）最低賃金の新設・廃止等

	最低賃金件名	新設	廃止
	機械金属製品等製造業最低賃金	昭和 43 年 9 月	平成 3 年 10 月
	機械金属製品等製造業及び自動車整備業最低賃金	昭和 43 年 9 月	平成 3 年 10 月
	木材・木製品製造業	昭和 44 年 9 月	平成 3 年 10 月
	家具・装備品製造業	昭和 45 年 1 月	平成 3 年 10 月
	自動車整備業・販売業最低賃金	昭和 45 年 1 月	昭和 51 年 12 月
	繊維産業最低賃金	昭和 45 年 5 月	平成 2 年 9 月
	食料品製造業最低賃金	昭和 45 年 8 月	平成 2 年 9 月
	パルプ・紙・紙加工品製造業最低賃金	昭和 45 年 8 月	平成 2 年 10 月
	出版・印刷・同関連産業最低賃金	昭和 45 年 8 月	平成 3 年 10 月
	貴金属・プラスチック製品製造業最低賃金	昭和 46 年 3 月	平成 3 年 10 月
	卸売業・小売業最低賃金	昭和 46 年 3 月	平成 3 年 10 月
	理容・美容・クリーニング業最低賃金	昭和 46 年 9 月	昭和 50 年 11 月
○	電気機械器具製造業最低賃金	昭和 63 年 12 月	
○	自動車・同附属品製造業最低賃金	平成元年 12 月	

○印は現在適用されている特定最低賃金です。

山梨県の特定最低賃金改正の推移

第8表

1．電子部品･デバイス･電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

年	最低賃金額（円）		答申年月日	効力発生日
	日　額	時間額		
昭　和　63　年	4,164	521	S　63.　10.　11	S　63.　12.　4
平　成　元　年	4,350	544	H　1.　10.　9	H　1.　12.　1
平　成　2　年	4,569	572	H　2.　10.　8	H　2.　12.　1
平　成　3　年	4,825	604	H　3.　10.　7	H　3.　12.　1
平　成　4　年	5,048	631	H　4.　10.　7	H　4.　12.　1
平　成　5　年	5,220	653	H　5.　10.　7	H　5.　12.　1
平　成　6　年	5,359	670	H　6.　10.　7	H　6.　12.　1
平　成　7　年	5,491	687	H　7.　10.　9	H　7.　12.　1
平　成　8　年	5,618	703	H　8.　10.　8	H　8.　12.　1
平　成　9　年	5,754	720	H　9.　10.　8	H　9.　12.　1
平　成　10　年	5,865	734	H　10.　10.　6	H　10.　12.　1
平　成　11　年	5,918	740	H　11.　10.　7	H　11.　12.　1
平　成　12　年	5,966	746	H　12.　10.　6	H　12.　12.　1
平　成　13　年	6,008	751	H　13.　10.　5	H　13.　12.　1
平　成　14　年	―	752	H　14.　10.　3	H　14.　12.　1
平　成　15　年	―	753	H　15.　9.　29	H　15.　12.　1
平　成　16　年	―	754	H　16.　9.　29	H　16.　12.　1
平　成　17　年	―	757	H　17.　10.　5	H　17.　12.　1
平　成　18　年	―	761	H　18.　10.　5	H　18.　12.　1
平　成　19　年	―	770	H　19.　10.　11	H　19.　12.　6
平　成　20　年	―	779	H　20.　10.　30	H　20.　12.　26
平　成　21　年	―	782	H　21.　10.　28	H　21.　12.　27
平　成　22　年	―	789	H　22.　10.　25	H　22.　12.　24
平　成　23　年	―	793	H　23.　11.　1	H　23.　12.　31
平　成　24　年	―	798	H　24.　10.　29	H　24.　12.　28
平　成　25　年	―	806	H　25.　10.　28	H　25.　12.　26
平　成　26　年	―	819	H　26.　10.　27	H　26.　12.　26
平　成　27　年	―	834	H　27.　10.　20	H　27.　12.　18
平　成　28　年	―	851	H　28.　10.　20	H　28.　12.　18
平　成　29　年	―	869	H　29.　10.　26	H　29.　12.　27
平　成　30　年	―	890	H　30.　10.　17	H　30.　12.　15
令　和　元　年	―	913	R　1.　11.　14	R　2.　1.　12

(注)　日本標準産業分類の改訂により、平成20年からは「電子部品･デバイス･電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」に改称となった。

2．自動車･同附属品製造業

年	最低賃金額（円）		答申年月日	効力発生日
	日　額	時間額		
平　成　元　年	4,401	551	H　1.　10.　9	H　1.　12.　1
平　成　2　年	4,632	579	H　2.　10.　8	H　2.　12.　1
平　成　3　年	4,871	609	H　3.　10.　7	H　3.　12.　1
平　成　4　年	5,093	637	H　4.　10.　7	H　4.　12.　1
平　成　5　年	5,263	658	H　5.　10.　7	H　5.　12.　1
平　成　6　年	5,404	676	H　6.　10.　7	H　6.　12.　1
平　成　7　年	5,534	692	H　7.　10.　9	H　7.　12.　1
平　成　8　年	5,664	708	H　8.　10.　8	H　8.　12.　1
平　成　9　年	5,800	725	H　9.　10.　8	H　9.　12.　1
平　成　10　年	5,911	739	H　10.　10.　6	H　10.　12.　1
平　成　11　年	5,964	746	H　11.　10.　7	H　11.　12.　1
平　成　12　年	6,012	752	H　12.　10.　6	H　12.　12.　1
平　成　13　年	6,054	757	H　13.　10.　5	H　13.　12.　1
平　成　14　年	―	758	H　14.　10.　3	H　14.　12.　1
平　成　15　年	―	759	H　15.　9.　30	H　15.　12.　1
平　成　16　年	―	760	H　16.　9.　27	H　16.　12.　1
平　成　17　年	―	764	H　17.　10.　5	H　17.　12.　1
平　成　18　年	―	768	H　18.　10.　4	H　18.　12.　1
平　成　19　年	―	778	H　19.　10.　15	H　19.　12.　8
平　成　20　年	―	788	H　20.　10.　29	H　20.　12.　25
平　成　21　年	―	791	H　21.　10.　27	H　21.　12.　26
平　成　22　年	―	798	H　22.　11.　4	H　23.　1.　5
平　成　23　年	―	801	H　23.　11.　24	H　24.　1.　25
平　成　24　年	―	806	H　24.　10.　29	H　24.　12.　28
平　成　25　年	―	815	H　25.　10.　23	H　25.　12.　21
平　成　26　年	―	828	H　26.　10.　27	H　26.　12.　26
平　成　27　年	―	843	H　27.　10.　26	H　27.　12.　25
平　成　28　年	―	857	H　28.　10.　25	H　28.　12.　24
平　成　29　年	―	875	H　29.　10.　16	H　29.　12.　15
平　成　30　年	―	896	H　30.　11.　2	H　31.　1.　3
令　和　元　年	―	918	R　1.　10.　11	R　1.　12.　12

令和元年度地域別最低賃金改正状況

第9表

事項別 / 都道府県名	時間額 30年 (円)	時間額 元年 (円)	時間額 引上額 (円)	時間額 引上率 (%)	効力発生日
北海道	835	861	26	3.11	令和元年10月 3日
青森	762	790	28	3.67	令和元年10月 4日
岩手	762	790	28	3.67	令和元年10月 4日
宮城	798	824	26	3.26	令和元年10月 1日
秋田	762	790	28	3.67	令和元年10月 3日
山形	763	790	27	3.54	令和元年10月 1日
福島	772	798	26	3.37	令和元年10月 1日
茨城	822	849	27	3.28	令和元年10月 1日
栃木	826	853	27	3.27	令和元年10月 1日
群馬	809	835	26	3.21	令和元年10月 6日
埼玉	898	926	28	3.12	令和元年10月 1日
千葉	895	923	28	3.13	令和元年10月 1日
東京	985	1,013	28	2.84	令和元年10月 1日
神奈川	983	1,011	28	2.85	令和元年10月 1日
新潟	803	830	27	3.36	令和元年10月 6日
富山	821	848	27	3.29	令和元年10月 1日
石川	806	832	26	3.23	令和元年10月 2日
福井	803	829	26	3.24	令和元年10月 4日
◎山梨	**810**	**837**	**27**	**3.33**	**令和元年10月 1日**
長野	821	848	27	3.29	令和元年10月 4日
岐阜	825	851	26	3.15	令和元年10月 1日
静岡	858	885	27	3.15	令和元年10月 4日
愛知	898	926	28	3.12	令和元年10月 1日
三重	846	873	27	3.19	令和元年10月 1日
滋賀	839	866	27	3.22	令和元年10月 3日
京都	882	909	27	3.06	令和元年10月 1日
大阪	936	964	28	2.99	令和元年10月 1日
兵庫	871	899	28	3.21	令和元年10月 1日
奈良	811	837	26	3.21	令和元年10月 5日
和歌山	803	830	27	3.36	令和元年10月 1日
鳥取	762	790	28	3.67	令和元年10月 5日
島根	764	790	26	3.40	令和元年10月 1日
岡山	807	833	26	3.22	令和元年10月 2日
広島	844	871	27	3.20	令和元年10月 1日
山口	802	829	27	3.37	令和元年10月 5日
徳島	766	793	27	3.52	令和元年10月 1日
香川	792	818	26	3.28	令和元年10月 1日
愛媛	764	790	26	3.40	令和元年10月 1日
高知	762	790	28	3.67	令和元年10月 5日
福岡	814	841	27	3.32	令和元年10月 1日
佐賀	762	790	28	3.67	令和元年10月 4日
長崎	762	790	28	3.67	令和元年10月 3日
熊本	762	790	28	3.67	令和元年10月 1日
大分	762	790	28	3.67	令和元年10月 1日
宮崎	762	790	28	3.67	令和元年10月 4日
鹿児島	761	790	29	3.81	令和元年10月 3日
沖縄	762	790	28	3.67	令和元年10月 3日

山梨県最低賃金と一般賃金水準との比較

第10表

年	最低賃金額(円) 時間額	きまって支給する給与(月額)〔最賃の占める比率〕	高卒初任給 男性〔最賃の占める比率〕	高卒初任給 女性〔最賃の占める比率〕	パートタイム労働者 きまって支給する給与(月額)	パートタイム労働者 総実労働時間数	パートタイム労働者 時間額賃金〔最賃の占める比率〕	最賃引上率%	きまって支給する給与上昇率%	高卒初任給上昇率% 男性	高卒初任給上昇率% 女性	春闘平均賃上率%
平成21年	677 (108,320)	247,256 〔43.8%〕	157,800 〔68.6%〕	154,000 〔70.3%〕	97,946	101.1	969 〔69.9%〕	0.15	-4.0	1.02	1.12	1.62
平成22年	689 (110,240)	243,166 〔45.3%〕	160,500 〔68.7%〕	153,900 〔71.6%〕	96,647	100.8	959 〔71.9%〕	1.77	-2.5	1.71	-0.06	1.67
平成23年	690 (110,400)	253,865 〔43.5%〕	168,000 〔65.7%〕	160,300 〔68.9%〕	97,005	101.1	959 〔71.9%〕	0.15	3.5	4.67	4.16	1.60
平成24年	695 (111,200)	242,803 〔45.8%〕	157,800 〔70.5%〕	162,100 〔68.6%〕	97,086	99.0	981 〔70.9%〕	0.72	-2.4	-6.07	1.12	1.51
平成25年	706 (112,960)	243,159 〔46.5%〕	160,600 〔70.3%〕	145,800 〔77.5%〕	99,395	100.8	986 〔71.6%〕	1.58	0.1	1.77	-10.06	1.64
平成26年	721 (115,360)	242,682 〔47.5%〕	166,100 〔69.5%〕	162,400 〔71.0%〕	98,032	97.3	1,008 〔71.6%〕	2.12	-0.2	3.42	11.39	1.99
平成27年	737 (117,920)	240,337 〔49.1%〕	163,900 〔71.9%〕	153,600 〔76.8%〕	99,556	98.1	1,015 〔72.6%〕	2.22	-0.4	-1.32	-5.42	2.02
平成28年	759 (121,440)	240,506 〔50.5%〕	164,900 〔73.6%〕	154,200 〔78.8%〕	100,552	99.8	1,008 〔75.3%〕	2.99	0.0	0.61	0.39	1.79
平成29年	784 (125,440)	246,938 〔50.8%〕	162,200 〔77.3%〕	158,100 〔79.3%〕	98,355	94.9	1,036 〔75.6%〕	3.29	2.7	-1.64	2.53	1.95
平成30年	810 (129,600)	247,583 〔52.3%〕	168,000 〔77.1%〕	163,800 〔79.1%〕	101,876	95.1	1,071 〔75.6%〕	3.32	0.3	3.58	3.61	2.44
令和元年	837 (133,920)	249,428 〔53.7%〕	170,200 〔78.7%〕	166,400 〔80.5%〕	105,096	93.6	1,123 〔74.5%〕	3.33	0.8	1.31	1.59	-
備考	( ) 内は、時間額×160H	毎勤統計調査(規模5人以上、6月分)	賃金構造基本統計調査		毎勤統計調査(規模5人以上、6月分)				毎勤統計調査(規模5人以上、6月分)	賃金構造基本統計調査		山梨県労政雇用課

〔注〕「パートタイム労働者の時間額賃金」＝「パートタイム労働者のきまって支給する給与（月額）」÷「パートタイム労働者の総実労働時間数」

賃金統計調査に、ご協力をお願いいたします。

山梨労働局賃金室では、最低賃金の改正や県内労働者の給与及び就労実態を把握して、行政に反映させるために、下記に掲示する各種の統計調査を実施しております。

事業者等の皆様には、業務多忙の中、大変御迷惑とは思いますが、調査の意義を御理解の上、是非とも御協力の程、よろしくお願い申し上げます。

なお、御協力いただきました調査内容は、調査の目的以外には使用することはありませんし、個別に発表することもありませんので、ありのままを御記入願います。

また、御提出いただいた調査内容について、当局職員が電話での補足や、調査のお願いをさせていただくことがありますが、よろしくお願いいたします。

なお、最近、**労働局職員の名を騙ったり**、類似の名称で**「調査まがいの電話」**がされる事案が発生しておりますので御注意願います。

主な賃金関係調査

＜統計調査の名称＞	＜調査の目的＞	＜調査の時期＞
○ 賃金改定状況調査	最低賃金改定のための資料	６月上旬
○ 最低賃金に関する基礎調査	最低賃金改定のための資料	６月中旬
○ 賃金構造基本統計調査	地域・職種・年齢・勤続年数別等で労働者の賃金実態の把握	７月
○ 家内労働概況・実態調査	山梨県内の家内労働にかかる委託状況等の把握	10、11月

山梨労働局賃金室 ☎ 055(225)2854

〒400-8577　　FAX 055(236)5055

甲府市丸の内 1-1-11

https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/home.html

発行／令和２年７月